

国別障害関連情報 モンゴル国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年6月
（2021年6月）

株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング
株式会社国際開発センター

人間
JR
21-044

本調査は、JICA が株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング及び株式会社国際開発センターに委託し、実施中の「モンゴル国障害者就労支援制度構築プロジェクト」の活動の一環で実施したものである。本調査の内容は2021年4月から2021年6月にかけて日本国内で実施した文献・オンライン調査とモンゴル国の関係者へのヒアリングより得られた情報の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

モンゴル国

目次

1. 基礎指標.....	1
1-1. 基礎指標.....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策.....	8
2-1. 障害関連行政制度.....	8
2-2. 障害関連法律の詳細.....	15
2-3. CRPD 批准による対応状況.....	20
2-4. 障害関連施策の状況.....	21
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況.....	39
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	40
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	40
モンゴルにおいては、2021年6月16日時点で新型コロナウイルス感染症の感染者数.....	40
3. 障害関連団体の活動概況.....	43
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	43
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	45
4. 参考資料.....	47

図表目次

図 1 モンゴル政府の障害統計概要図	3
図 2 機能障害別割合 (2020)	5
図 3 障害の年齢別割合 (2020)	6
図 4 モンゴル分県図	13
表 1 障害者の居住地域 (2020)	6
表 2 各レベルの障害者委員会	8
表 3 モンゴル政府機構図	9
表 4 障害関連担当機関	10
表 5 県 (21 県) と県庁所在地	14
表 6 ウランバートル市 9 区	14
表 7 モンゴルの特別支援学校	25
表 8 保険のタイプと負担割合	29

略語表

略語/用語	英語	日本語/解説
AIFO	Associazione Italiana Amici di Raoul Follereau	アイフォ/イタリアの NGO
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根差したインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根差したリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DAISY	Digital Accessible Information System	アクセシブルな情報システム
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICF	International Classification of Functioning Disability and Health	国際生活機能分類
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MASLI	Mongolian Association of Sign Language Interpreters	モンゴル手話通訳者協会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	4,295.23 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.00 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.10 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比） ²	2.70 %	2015 年

人口

総人口	3,225.17 千人	2019 年
男性人口比率	49.29 %	
女性人口比率	50.70 %	
都市人口比率	69.00 %	
農村人口比率	31.00 %	
平均余命（全体）	70 歳	2018 年
男性	66 歳	
女性	74 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	21 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	8 人	2019 年

教育

教育制度 ³		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	12 年	2019 年
成人識字率（全体）	98 %	2018 年
男性	98 %	
女性	99 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-05-10））に基づく。

² ADB Briefs（2016, <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/185618/social-welfare-mongolia.pdf>）に基づく。

³ 5・4・3 制。

就学率		
初等教育 ⁴ （総就学率）		2018 年
全体	104 %	
男子	105 %	
女子	103 %	
中等教育 ⁵ （総就学率）		2010 年
全体	92 %	
男子	88 %	
女子	95 %	
高等教育 ⁶ （総就学率）		2018 年
全体	66 %	
男子	55 %	
女子	77 %	

雇用

失業率（全体）	5.9 %	2020 年
男性	6.2 %	
女性	5.7 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

モンゴル国（以下、「モンゴル」）には基本的には障害者の定義が 2 つ存在する。1 つは 2016 年 2 月に制定した障害者権利法の定義であり、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Disabilities。以下、「CRPD」）の「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者と同様に平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」という概念に基づいている。もう 1 つは、社会主義時代に疾病をベースに決定された、年金や社会サービスを受給するための障害者認定を目的とした定義であり、社会保険法（1994）を根拠法とする。「労働能力の損失度」によって障害の有無とサービスの内容が決定される。

なお、国連の障害者権利委員会（以下、「権利委員会」）からモンゴル政府への総括所見（2015 年 5 月）では、モンゴル国は「世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）の障害の概念に固執し、個人に内在している、もしくは医学的損傷に起因する条件に焦点を当てているため、環境的要因を見落としていることを懸念する。『恒久的障害』の概念に囚われているように思われる」と指摘している。この指摘に対し、モンゴル政府は上記した障

⁴ 6～12 歳

⁵ 13～15 歳

⁶ 16～18 歳

障害者権利法（2016）の制定と実施の促進を進めてきた。加えて、社会保険法も改定案を作成済みであるが、承認には至っていない。⁷

1-2-2. 障害に関する統計整備状況⁸

モンゴルの障害統計は、国家統計局（National Statistical Office of Mongolia。以下、「統計局」）が中心に収集・公表⁹しているほか、労働・社会保障省、保健省、教育・科学省（Ministry of Education and Culture。以下、「教育省」）も、業務上必要な統計情報をそれぞれ収集し、管理をしている。

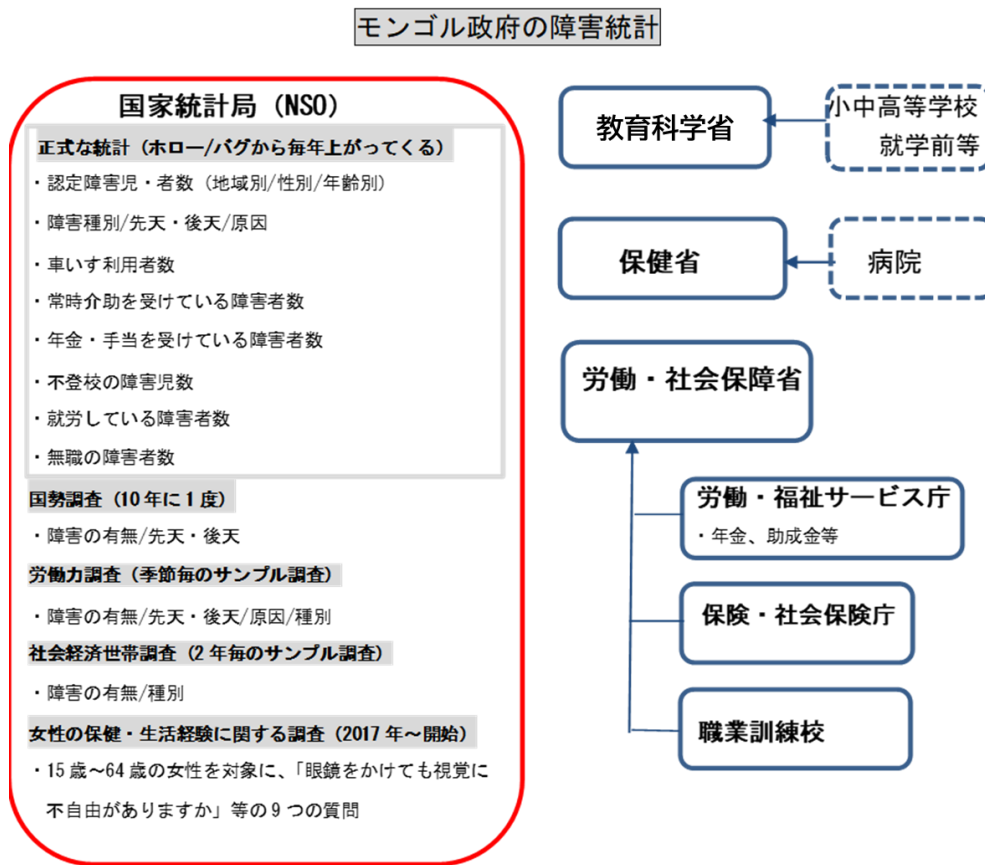


図 1 モンゴル政府の障害統計概要図

出所：JICA (2017) 「モンゴル国別障害関連情報」より転載

各機関の障害統計の特徴は、以下のとおりである。

⁷ 2021年4月19日、労働・社会保障省障害開発課より聴取

⁸ JICA (2017) 「モンゴル国別障害関連情報」を基に記載

⁹ 主要な障害統計は、統計局のサイト「1212」 (<https://www.1212.mn/>) で公開される

<p>統計局</p>	<p>国勢調査、世帯サンプル調査、社会の一部の指標によるデータ¹⁰から、定期的に障害情報を収集している。統計情報の一部は、統計局ウェブサイトに掲載され、一般公開されている。</p> <p>①国勢調査：10年に1度実施。障害の有無と先天/後天、障害種別の2つの質問が含まれている。2020年度の国勢調査では、障害統計に関する国連ワシントン・グループの短縮質問紙セットを採用し、統計データを収集している。</p> <p>②世帯サンプル調査：定期的にそれぞれの目的に合わせて統計局が策定した手法を利用し、実施している。障害に関連する世帯サンプル調査には、「労働力調査」、「社会経済世帯調査」、「女性の保健・生活経験に関する調査」の3種類がある。</p> <p><u>労働力調査</u>：季節毎（3か月毎）に実施。障害の有無、先天/後天、原因、種別（視覚、聴覚、言語、運動、精神、その他）の4つの質問が含まれる。</p> <p><u>社会経済世帯調査</u>：2年に1度実施。障害の有無と種別の2つの質問が含まれる。2018年から国連ワシントン・グループの短縮質問紙セットに従い障害に関する情報を収集している。</p> <p><u>女性の保健・生活経験に関する調査</u>：15歳～64歳の女性対象。2017年から導入された。同調査でもワシントン・グループ短縮質問紙セットを実施している。</p> <p>③ 社会の一部の指標によるデータ：毎年実施。障害認定を行う病院労働認定委員会（Medical Labor Accreditation Committee）¹¹が障害者と認定した障害者情報である。認定された障害児・者数（地域別、性別、年齢別、障害種別、先天/後天、原因）、車いす利用者の数（地域別、性別、年齢別、先天/後天、原因）、常時介助を受けている障害者数（地域別、性別、年齢別、先天/後天、原因）、年金・手当を受けている障害者数（地域別、性別、先天/後天、原因）、不登校の障害児数（地域別、性別、先天/後天、原因）、就労している障害者数（地域別、性別、先天/後天、原因）、無職の障害者数（地域別、性別、先天/後天、原因）が含まれる。</p>
------------	--

¹⁰ 毎年、バグやホロー（後述の地方政府行政を参照）から上がってくる統計情報で、「正式な統計」とも呼ばれる。

¹¹ 区と県の病院に設置される。

保健省	ウランバートル市の場合は区の、県の場合は県の病院が把握している病院労働認定委員会が障害者と認定した情報を収集している。情報は、障害種別、年齢、性別などに分かれているが、公開はされておらず、保健省で内部利用される。
労働・福祉サービス庁	生活実態調査データベース（Living Standards Assessment Database）を通して障害の有無と種別に関する障害情報を入手している。社会福祉年金や手当を受けた障害者数や合計額の情報が、労働・社会保障省へ共有される。
その他	労働・社会保障省の障害者開発課では、国立リハビリテーションセンターと共同で、研究者や実務者から投稿された障害児・者に関する研究論文をまとめ、学術誌の発行等を行っている。

2020年に実施された国勢調査において、「労働能力の損失度」の定義による調査結果と併せて、ワシントン・グループの短縮質問紙セットの機能障害分類を採用した統計データを収集している。2つの定義・分類による結果を次項に示す。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ¹²	106,363 人	全人口の 3.3 %	2020 年
男性	58,900 人	男性人口の 3.6 %	
女性	47,400 人	女性人口の 2.8 %	

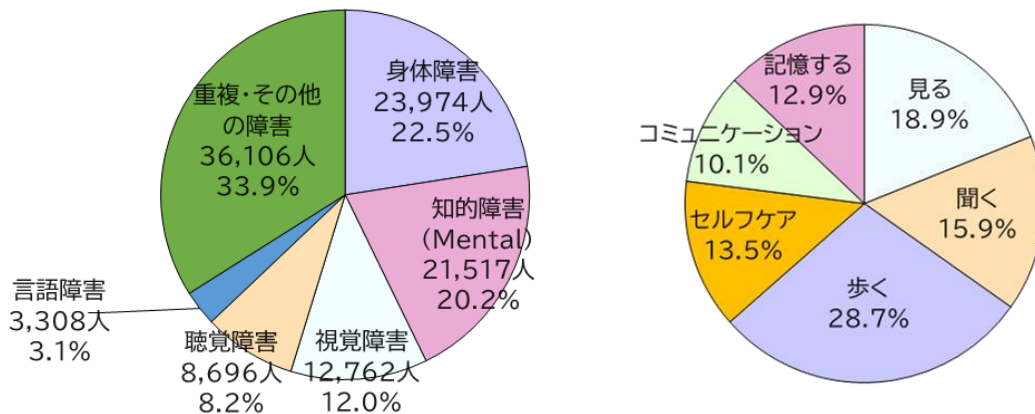


図 2 機能障害別割合 (2020)

出所：統計局(2020) 2020 Population and Housing Census of Mongolia: National Report を基にプロジェクトチームが作成¹³

¹² 統計局(2020) 2020 Population and Housing Census of Mongolia: National Report。

¹³ 右図はワシントン・グループの機能障害分類に基づく (18歳以上)。

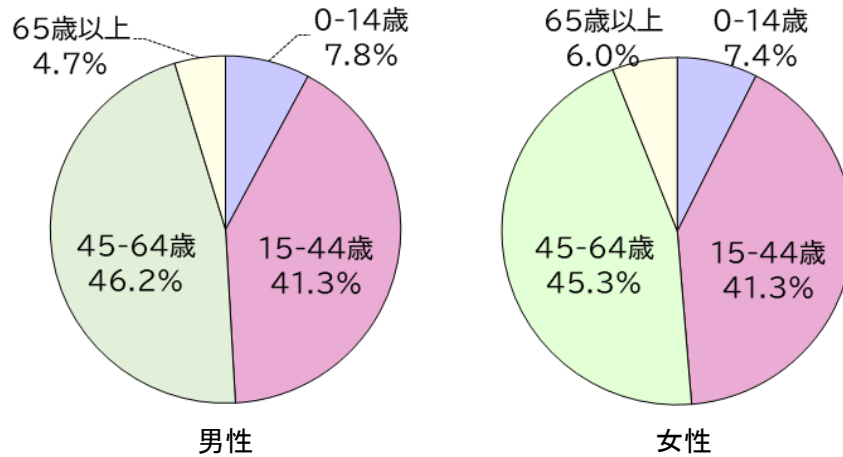


図3 障害の年齢別割合 (2020)

出所：ibid (2020) を基にプロジェクトチームが作成

表1 障害者の居住地 (2020)

		都市部		農村部	
ウランバートル市(Ulaanbaatar)		36,685人	100.0%	-	-
東部	ドルノド県(Dornod)	2,192人	54.5%	1,827人	45.5%
	スフバートル県(Sukhbaatar)	828人	31.0%	1,844人	69.0%
	ヘンティール県(Khentii)	1,169人	38.9%	1,835人	61.1%
	合計	4,189人	43.2%	5,506人	56.8%
中央部	ドルノゴビ県(Dornogovi)	1,511人	56.9%	1,143人	43.1%
	ダルハンオール県(Darkhan-Uul)	3,074人	74.4%	1,057人	25.6%
	ドゥンドゴビ県(Dundgovi)	543人	29.2%	1,315人	70.8%
	ウムヌゴビ県(Umnugovi)	904人	44.6%	1,122人	55.4%
	セレンゲ県(Selenge)	1,804人	40.9%	2,612人	59.1%
	トゥブ県(Tuv)	631人	19.6%	2,585人	80.4%
	ゴビスンベル県(Govisumber)	412人	58.3%	295人	41.7%
合計	8,879人	46.7%	10,129人	53.3%	
西部	ゴビアルタイ県(Govi-Altai)	1,004人	34.6%	1,900人	65.4%
	バヤンウルギー県(Bayan-Ulgii)	1,358人	32.0%	2,887人	68.0%
	ウブス県(Uvs)	1,749人	39.1%	2,721人	60.9%
	ホブド県(Khovd)	1,014人	39.5%	1,550人	60.5%
	ザブハン県(Zavkhan)	680人	18.6%	2,970人	81.4%
合計	5,805人	32.6%	12,028人	67.4%	
ハンガイ地域	アルハンガイ県(Arkhangal)	693人	20.2%	2,737人	79.8%
	バヤンホンゴル県(Bayankhongor)	1,255人	35.0%	2,335人	65.0%
	ボルガン県(Bulgan)	625人	29.8%	1,473人	70.2%
	オルホン県(Orkhon)	4,024人	95.2%	202人	4.8%
	ウブルハンガイ県(Uvurkhangai)	1,149人	28.9%	2,823人	71.1%
	フスグル県(Khuvsgul)	1,756人	30.1%	4,070人	69.9%
合計	9,502人	41.1%	13,640人	58.9%	
合計		65,060人	61.2%	41,303人	38.8%

出所：ibid (2020) を基にプロジェクトチームが作成¹⁴

¹⁴ 都市部／農村部の定義については原典に記載がない

統計局は、今後の障害統計やデータに関し、以下の改善を検討している。¹⁵

1. 障害統計の理解や用語の適用範囲を改善し、人権に基づく障害統計を開発する。
2. データの統一性を確保し、正式な統計¹⁶、行政データ、電子データベースの関連性を充実させ、統計の活用可能性を拡大し、統合的なデータベースを構築する。
3. 2020年度の国勢調査の結果を踏まえてサンプリング調査を実施予定である。障害者の日常生活における問題とその原因を定量的・定性的に分析し、ニーズを把握し、障害者施策や計画、福祉サービスの適切な策定に活用する。
4. 国際生活機能分類（International Classification of Functioning Disability and Health。以下、「ICF」）をモンゴルの文脈に合わせて導入する。また、全国でICF分類コードの使用を推進・監視し、国際比較が可能な統計を充実させる。
5. モンゴル政府は「持続可能な開発目標 2030 アジェンダ」を実現する約束を受け、全国の基準・指標を設定・算出・評価する義務を有する。世界及びモンゴル国の持続可能な開発目標の評価項目を策定し報告する。
6. モンゴル政府は「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」(Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific。以下、「インチョン戦略」)の目標達成を評価する指標の具体的な範囲を定める。
7. データの情報アクセシビリティを改善する。特に、視覚及び聴覚に障害がある人々が情報を入手する機会を保障する。
8. 障害統計の効果を高め、特に市民の知識と理解を深める方法により情報の活用を改善する。
9. 障害統計は多面的な統計に関わるため、他分野の協力と参加を促進し、国内、地域内及び国際的な研修、セミナー、会合を定期的実施する。

¹⁵ 障害者白書（2020）

¹⁶ 「社会の一部の指標によるデータ」のこと。毎年、各ホロー・バグから提出される。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度¹⁷

【中央政府行政】

14 ある省の下には内閣組織法により調整エージェンシー（government regulatory agency）と実施エージェンシー（government implementing agencies）が置かれ、機関間の調整や政策の実施を担っている。

モンゴル政府は2008年にCRPDを批准し、2012年に労働・社会保障省に障害関係施策の担当部署となる障害者開発課を設置後、課長1名と4名の専任職員を配置し、以降、同課が障害者の社会参加を促進する事業の計画策定、実施管理を行っている。同課を中心とし、障害者を保護の対象ではなく、権利の主体とするモンゴル初の国内法策定の準備を進め、2016年2月に「障害者権利法」が制定された。また同課を中心に障害者政策委員会を発足する必要性が協議され、2016年11月、首相を議長とし、全省と12の障害者団体、支援団体をメンバーとする「障害者国家委員会」が発足した¹⁸。加えて、表4に示す全13省及び通信・情報技術庁下にも副委員会と呼ばれる課題別委員会が発足し、分野横断的に障害児・者支援に取り組む仕組みが構築されている。

表2 各レベルの障害者委員会

No.	委員会名	概要
1	障害者国家委員会	2016年政令第136号において発足。障害者の権利保障に関する各分野の行政機関の活動の調整・管理、活動計画の実施、監視の義務を有する。毎年、全省の下に設置された障害者副委員会が立案した年間活動計画と実施した活動報告の承認を行う。首相を議長とし、全省の事務次官、労働・社会保障省の大臣・担当局長・課長、障害関連の非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）から12名（うち障害者7名）から構成される。
2	障害者副委員会	2017年政令第116号において、全省及び通信情報技術庁の下に「障害者副委員会」を発足すると決定。課題別の活動の実施を推進・支援する義務を有する。例えば、建設・都市開発省の副委員会は、2019年度、委員である障害当事者団体代表らとともに、障害者に配慮する建設設計マニュアルの規格・基準書類を改定した。2019年度及び2020年度障害者白書 ¹⁹ において全省・庁の副委員会が実施した課題別の活動が公表されている。

¹⁷ 障害者白書（2017年、2019年、2020年）を基に記載

¹⁸ モンゴル政府は2016年の障害者権利法制定と同時期に、労働・社会保障副大臣を議長とする障害者政策委員会を一度発足していた。しかし省庁再編により副大臣ポストが廃止され、実質的な解散状態であった。

¹⁹ モンゴル政府が障害児・者のために講じた施策の実施状況について一般社会へ周知するための報告書

3	障害者支部委員会	2016年政令第136号において、各県とウランバートル市内各区の下に「支部委員会」が発足されることが決定した。
---	----------	---

出所：JICA（2017）、2019年度版、2020年度版障害者白書を基にプロジェクトチームが作成

表3 モンゴル政府機構図

省	調整エージェンシー	実施エージェンシー
首相	諜報庁	
	通信・情報技術庁	国有財産政策・調整庁
	国家開発庁	
副首相	専門監査庁	
	非常事態庁	
	公正競争・消費者庁	
	規格・度量衡庁	
内閣官房		
労働・社会保障省		保健・社会保険庁
		労働・福祉サービス庁
		家族・青少年発達庁
		障害者開発庁
建設・都市開発省		土地・測量・地図庁
道路・運輸開発省		民間航空庁
教育・科学省		体育・スポーツ庁
文化省		文化・芸術庁
保健省		
外務省		
財務省		関税庁
		国税庁
自然環境・観光省		気象・観光調査庁
法務・内務省	警察庁	国家登記・知的財産庁
	国境警備庁	公文書管理庁
		判決執行庁
		外国籍庁
防衛省	国軍参謀本部	
鉱業・重工業省		鉱物資源・石油庁
食糧・農業・軽工業省		家畜衛生・繁殖庁
エネルギー省		

出所：在モンゴル日本大使館ウェブサイト²⁰を基にプロジェクトチームが作成

²⁰ http://www.mn.emb-japan.go.jp/jp/kankei/1607_seifukikouzu.pdf（参照 2021-04-22）

障害関連担当機関

表 4 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
労働・社会保障省関係機関		
1	労働・社会保障省	2016年6月に人民党新政権成立後、旧人口開発社会保障省が、労働省と統合され「労働・社会保障省」となった。近年は障害者権利法など障害者支援の法制度・施策の立案・実施・改定に取り組んでいる。障害者国家委員会（表2）事務局も担う。
2	障害者開発庁	2018年設立。障害者権利法の成立を受け、CRPDの実現のため、関連法に関し、各省庁間と連携・調整し、障害者の権利保障や社会参加を促進する。行政管理局、政策実施局、開発社会参加局、監査・分析・評価局の4局、計35名体制で活動を行う。
3	保健・社会保険庁	16歳以上の障害者に対する障害者年金給付等を行うサービス実施機関。
4	労働・福祉サービス庁	16歳未満の障害児に対するサービス実施、及び就業支援プログラムを実施する。
5	家族・青少年発達庁	1990年設立。当初は教育省管轄であったが、2012年から労働・社会保障省の実施機関となっている。子どもの権利が行使されているかを監督し、関係機関に対して専門的な指導を行う。下部組織として、ウランバートル市、各県に「子ども家族発達センター」が設置されている。2013年より市内の各区にもセンター(ТӨВ)が設置されるようになり、区役所に1、2名の専門家が配置されている。
6	労働・社会保障研究所	2016年9月に設立した労働・社会保障省傘下の国立の研究所である。労働・社会保障省の政策や活動に必要な調査・研究を行っている。障害者調査は、人口開発政策研究セクターと社会保障政策研究セクターが担う。2019年度、労働法第111条に規定される障害者雇用率の達成状況、職種別の傾向、未達企業の納付金の納付状況、求職障害者に係る現状調査を実施し、報告書を2020年に公開している。
7	国立リハビリテーションセンター	労働・社会保障省管轄の機関であったが、2018年に障害者開発庁が発足後、同庁の管轄となった。過去の就学歴によらず、義務教育を受けてない障害者に

		<p>対しても職業訓練を提供する唯一の職業訓練センターである。同センターでは1～2年半の期間、調理師、パン・菓子製造士、縫製士、木大工、土産製造士、グラフィックデザイナー、携帯電話・電話機修理士の7つの職業訓練内容で人材を育成している。職業能力向上の1か月短期コースも実施している。また聴覚障害者団体と連携し、行政機関の教員やソーシャルワーカー、障害者団体への初級手話通訳研修を実施している。2019/2020学年度は、134名の学生が入学した(65名が女性)。134名のうち103名が首都出身、31名が地方出身者である。</p>
保健省関係機関		
8	保健省	<p>障害児者に対する医療保健サービスと医療保険を管轄している。政策実施調整局医療サービス課の伝統医学・リハビリテーション支援担当専門家が障害児者を担当する。イタリアのNGOであるAssociazione Italiana Amici di Raoul Follereau。(以下、「AIFO」と連携し、障害児者の調査や障害統計の整備、「障害のある人を一緒に働く同僚の協力でもリハビリをする円満プログラム」を通じたリハビリ技術の向上、地域医/家庭医の能力向上に努めてきた。2013年2月の社会福祉法改正にあたり、同省は主に(1)障害児を対象とするセンターの設立、(2)リハビリテーションセンターの基準更新についての提案を行っている。下部組織として、各区県に保健局が設置されている。</p>
9	三次医療機関	<p>国立母子医療センター、国立精神病院及びウランバートル市に位置する総合病院。</p>
10	二次医療機関	<p>区・県レベルの病院。1次レベルの医療機関からの紹介を受けて診断を行う区/県レベルの総合病院。障害児の判定は、2次レベルの医療機関が発行する診断書を参考に行われる。</p>
11	一次医療機関	<p>郡(ソム)やホローの病院、家庭医。母子手帳を用い乳幼児健診を行う。子どもに発達遅れなどが見られると、2次レベルの医療機関に紹介する。</p>

教育・科学省関係機関		
12	教育・科学省	教育包括法（以下、「教育法」）、初等中等教育法、就学前教育法に沿い、障害のある子どもに対するリハビリテーションサービス及び教育を提供する。2019年、教育・文化・科学・スポーツ大臣令第A/292号「義務教育における障害児のインクルーシブ教育規則」を策定した。同規則により、すべての通常学校は障害のある子どもの教育環境や合理的配慮の整備することが義務付けられている。
13	教育研究所	2012年8月の前政権樹立後、教育・科学省管轄の研究機関となり、特別なニーズ教育を担当する専門家が配置された。同専門家が中心となり、特別支援学校の教科等の時間数、知的障害対象カリキュラム及び教科書の開発が行われている。
14	教員研修所	2012年8月の前政権樹立後に設立された現職教員を対象とする国レベルの教員研修所。特別なニーズ教育を担当する専門家が配置され、特別支援学校や幼稚園教員対象を対象の研修・オンライン研修を実施している。
15	モンゴル国立教育大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年度、特別支援学校教員や障害児担当の幼稚園教員を対象とする1年間で38単位を取得できる夜間コースを開設した。 ・ 2013～2014年度、2014～2015年度、2016～2017年度と合計3回開講し、計98人の教員が同コースを修了した。 ・ 2008年～2016年、初等教育の教員養成課程に選択科目（8単位）の「特別なニーズ教育」が設けられ、特別支援学校での実習も行われた。 ・ 2015年から必修科目に「特別支援教育（2単位）」が追加された。2019年は計636名が履修した。 ・ 2018年、同大学は障害児教育専攻を開設し、現在、約100名が在学中である。
その他		
16	モンゴル国家人権委員会	2001年設立。人権に関する政策形成、啓発、調査・研究、苦情の受付と是正活動に取り組む独立した国立機関。設立当時から障害者問題に取り組み、モンゴ

		<p>ル政府が CRPD の批准、障害者権利法の策定、CRPD 委員会への政府報告作成の際、当事者団体と協力し、NGO 対象研修などを実施してきた。</p>
--	--	--

出所：JICA（2017）及び2019年度、2020年度版障害者白書を基にプロジェクトチームが作成

【地方政府行政】

モンゴルには、首都のウランバートル市と、21の県（アイマグ）が存在する（図4、表5参照）。県の下には郡（ソム）があり、郡の下に村（バグ）がある。ウランバートル市は9つの区（District）に分かれる（表6参照）。区の下の行政区画はホローと呼ばれる。

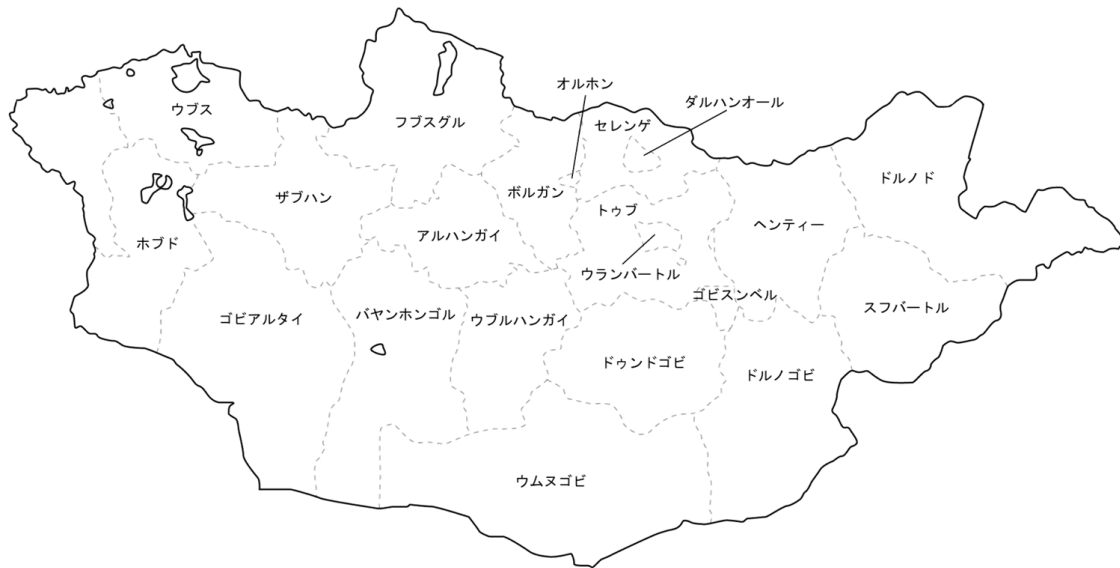


図4 モンゴル分県図

出所：プロジェクトチームが作成

労働社会サービス庁の下部組織として、各県及びウランバートル市各区に社会保障サービス課が設置されている。県の下の郡（ソム）や区の下のホローに配置されているソーシャルワーカーが社会保障を担当している。

表 5 県 (21 県) と県庁所在地

	県	県庁所在地	郡
東部	ドルノド県	チョイバルサン (Choibalsan)	14
	スフバートル県	バローンウルト (Baruun-Urt)	13
	ヘンティール県	チンギスハーン (Chinggiskhaan)	17
中部	ドルノゴビ県	サインシャンド (Sainshand)	14
	ダルハンオール県	ダルハン(Darkhan)	4
	ドゥンドゴビ県	マンダルゴビ (Mandalgobi)	15
	ウムヌゴビ県	ダランザドガド (Dalanzadgad)	15
	セレンゲ県	スフバートル (Sukhbaatar)	17
	トゥブ県	ゾーンモド (Zuunmod)	27
	ゴビスンベル県	チョイル (Choir)	3
西部	ゴビアルタイ県	アルタイ (Altai)	18
	バヤンウルギー県	ウルギー (Ulgii)	13
	ウブス県	ウラーンゴム (Ulaangom)	19
	ホブド県	ホブド (Khovd)	17
	ザブハン県	ウリアスタイ (Uliastai)	24
ハングガイ地域	アルハンガイ県	ツェツェルレグ (Tsetserleg)	19
	バヤンホンゴル県	バヤンホンゴル (Bayankhongor)	20
	ボルガン県	ボルガン (Bulgan)	16
	オルホン県	エルデネテ (Erdenet)	2
	ウブルハンガイ県	アルバイヘール (Arvaikheer)	19
	フブスグル県	ムレン (Murun)	24

出所：統計局ウェブサイトを基にプロジェクトチームが作成

表 6 ウランバートル市 9 区

No.	区名	ホロー数
1	バヤンゴル区 (Bayangol district)	23
2	バヤンズルフ区 (Bayanzurkh district)	28
3	スフバートル区 (Sukhbaatar district)	20
4	チンゲルティ区 (Chingeltei district)	19
5	ハンオール区 (Khan-Uul district)	16
6	ソングノハイルハン区 (Songinokhairkhan district)	32
7	バガハンガイ区 (Bagakhangai district)	2
8	ナライフ区 (Nalaikh district)	7
9	バガノール区 (Baganuur district)	5
	合計	152

出所：ウランバートル市ウェブサイトを基にプロジェクトチームが作成

2-2. 障害関連法律の詳細²¹

法律名	障害者権利法
施行年	2016 年
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ CRPD の方針に基づき策定された障害者基本法。障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容に関する権利の確保、実施、保障について、国の行政機関、個人、法人の権利、責務、参画、原則の定義に関する諸関係を規定している（第 1.1 条） ・ 12 章全 45 条で構成される。例えば、障害の定義（第 4 条）、権利（第 5 条）、差別の規定（第 6 条）、物理・情報アクセシビリティ（第 7 条~第 11 条）、手話（12 条）、点字（13 条）、教育（14 条~16 条）、就労（17 条~19 条）、保健医療（20 条~21 条）、地域に根差した開発（22 条~24 条）、社会保障・福祉（25 条~26 条）を含む。

その他の障害者の権利と関係する主な法律は、以下のとおりである。

法律名	社会保険法
施行年	1994 年
概要	障害者に対する社会保障が規定されている。疾病や傷病によって労働能力を一時喪失または長期喪失する者は、規定された社会保険料納付受給資格期間を満たした場合、労働能力喪失期間から労働能力が回復されるまでの間、生活費として一定額が支給される。

法律名	労働法
施行年	1999 年
概要	労働法第 111 条に障害者雇用が規定されている。25 人以上の従業員がいる企業や組織は、4%以上の障害者の雇用が義務付けられている。勤務時間は労働条件に従い、週あたり最大 36 時間までとなっている。モンゴル政府は 2018 年 3 月、同法改正案をモンゴル国家大会議 ²² （以下、「国会」）に提出した。改正案には、職場監査の導入、障害者や家族が作成した製品を購入した企業に対する賃貸料割引や控除、障害年金や手当を受給する障害者に対し給与の引き下げをしないなどの規定が追加されている。

²¹ 障害者白書（2018）（2019）（2020）を基に記載。

²² モンゴルの立法府

法律名	就労促進法
施行年	2001 年
概要	2011 年に改正されて以降、11 回の改正がなされた。雇用促進の範囲、種類、形式、それに沿った実施サービス、措置、雇用創出機関及び登録、情報体制、原資調達のみカニズム（雇用促進基金）、当事者の権限や義務を定めている。障害者の雇用促進と職業の場の拡大のため、障害者及び障害者を雇用する事業主に対し、財政支援と報奨金が支給される。就労促進サービスのプログラムとの統合を調整・改善するため、2018 年に改正案作成にかかる作業部会の下で、障害者雇用促進施策を作成する副作業部会が設置された。

法律名	法人所得税法
施行年	2006 年
概要	25 名以上の従業員を雇用する企業の 2～3%以上の従業員が障害者である場合、企業所得税（法人税）が免除される。また 50%以上の労働能力を喪失している者を雇用する企業は、全従業員における障害者の割合によって、所得税が減税される。

法律名	保健法
施行年	2011 年
概要	保健法の目的は、国民の健康維持及び医療サービスを受ける権利を保障するため、企業、機関、管理職及び市民の役割、また保健機関と医療従事者の業務との関係を調整することである。退院後、長期的なリハビリテーションや看護ケアが必要な慢性疾患のある障害者に医療・社会サービスを提供することなどが規定されている。

法律名	社会福祉法
施行年	2013 年改定
概要	社会福祉法第 12 条により、労働能力喪失率が 50%以上で満 16 歳に達した障害者には、毎月社会福祉年金が支給される。また 13 条により、障害児及びその介護者は社会福祉手当を受給することができる。2020 年度、モンゴル政府は同法改定案を作成した。改正案には、年金受給者のうち労働能力損失率が 50%～69%の者は、就労促進施策の対象としても支援されることが追加されている。また労働能力喪失率が 70%以上の場合、年間一回無料配給の燃料費と住宅扶助のほか、年金が 20%増額される。

法律名	教育法
施行年	2013 年改定
概要	障害のある学習者の定義、幼稚園・初等・中等教育機関への就学、教育環境の整備、専門教員や心理士等の雇用、1 クラスの障害児数（幼稚園では、1 クラスに軽度の障害児 2 人まで）等が規定されている。2021 年 4 月現在、教育省は改正案を作成中であり、同改正案では 1 クラスの障害児数・程度が削除されることになっている。

法律名	建築法
施行年	2016 年
概要	15 条に建築物の障害者への配慮要件が規定されている。例えば道路・運輸開発省は第 29 番、第 116 番特別支援学校及び第 186 特別支援幼稚園の周囲を同法の基準に従い整備した。駐車場、舗装道路、歩道用ブロック、照明、柵の出入口、バスケットボールコートを整備し、2019 年 11 月 15 日に工事が終了している。

障害者政策

政策名	モンゴル国持続可能な開発ビジョン 2030
施行年	国会 2016 年第 19 決議により採択
概要	持続可能な社会開発を推進する原則において「障害者の就労と社会サービスへの平等な参加の機会を保障する」と規定している。開発目標は、ジェンダーの平等の実現、すべての人に公平で質の高い保健サービスへのアクセスの保障、健全かつ安全な住環境の整備、健康教育の向上、すべての人に公平で質の高い教育の保障、生涯学習に関する国の制度整備、適切な雇用促進によるあらゆる貧困の撲滅、社会における中間所得層の割合の大幅な増加である。

政策名	人口開発政策
施行年	2016 年政令第 261 号採択
概要	同政策の目的は、持続可能な人口増加を確保しながら、国民が長期にわたり健康で活発的な生活を行う環境を構築し、個人と家族の生活の質を向上することである。障害の記載は、以下に含まれる。 【政策目標 4.1. 「持続可能な人口増加の確保」の取り組み】 4.1.14. 労働安全性と衛生を改善し、事故や傷病による死亡率を継続的に減少させ、国民の後天性の障害の受傷を予防する。

	<p>4.1.15. 障害を早期に発見及び診断し、障害者と高齢者のニーズに応じた質の高い医療援助やサービスを平等に提供する。</p> <p>【4.3. 「快適な家庭環境の整備及び生活の質の向上」の取り組み】</p> <p>4.3.8. 多数の子どもや障害者がいる家族及び母子家庭や父子家庭、独身者や高齢者を支援し生活水準を向上させる。</p> <p>4.3.9. 障害者が社会サービスを受けられ、家族や社会共生に完全かつ効果的に参加できる環境を整備する。</p> <p>【4.4. 「すべての人が教育を受けられる発達機会の均等化」の取り組み】</p> <p>4.4.5. 障害児をはじめ特別支援教育が必要な者に対する教育を提供し、教育サービスへの平等なアクセスが可能な環境を整備する。</p> <p>【4.5. 「すべての国民が就労や所得を得る環境の整備」の取り組み】</p> <p>4.5.1. 一般雇用を促進し、高齢者や障害者の労働能力に適した職場づくりを奨励する。</p> <p>4.5.5. 女性及び障害者の就労機会を促進する。</p>
--	---

政策名	2016~2020年モンゴル政府アクションプラン
施行年	2016年
概要	<p>同中期計画における障害の記載は、以下のとおりである。</p> <p>3.3.28. 障害者の平等な社会参加の機会を保障する政策を実施する。</p> <p>3.3.29. 障害のある子とない子がともに学ぶ環境を整備し、インフラを改善する。</p> <p>3.3.30. 障害児に就学と開発サービスを提供し、障害者を雇用した企業や機関への支援を実施する。</p>

政策名	2018年～2022年「障害者の権利・社会参加・発達支援国家プログラム」
施行年	2018年
概要	<p>障害者権利法を推進するための基本計画。2017年11月29日付政令第321号に基づき策定され、その実施計画が、2018年5月21日付「労働・社会保障大臣・教育・文化・科学・スポーツ大臣・保健大臣共同決定A/116、A/304、A/197号」によりそれぞれ可決した。障害者白書（2020）にて全文が公開されている。</p>

政策名	障害者の雇用促進プログラム
施行年	2021年改定
概要	2017年1月に国家就労委員会の決定により施行。障害者の就労準備、仲介就職、自営業支援、起業・雇用訓練への包摂、報奨金や経済的支援、特別な就労サービスへの参加を支援し、障害者に適した一般雇用を促進し、就労を支援することを目指す計画書である。2021年2月に改定され、障害者に対する支援付き雇用、職場定着への支援強化、職場における合理的配慮、新型コロナウイルスの影響を受けた障害者を雇用する企業に対する給付金、等が追加されている。

政策名	教育セクター中期開発計画 ²³ (2021～2030)
施行年	2021年
概要	学校へのアクセスとインクルーシブネスの向上を通じたインクルーシブ教育の実現が掲げられている。各教育段階の障害児や特別なニーズのある子どもに対するアクセスや支援と達成すべき目標が明記されている。

過去の政策には以下のようなものがある。

政策名	障害者の現状を改善する国家プログラム
施行年	1998年～2004年
概要	生活の質の改善、社会へのインテグレーションと参加を増やす環境づくり

政策名	障害者にかかる国家プログラム フェーズ1
施行年	2008年～2012年
概要	障害者が心地よく生活し発展でき、社会生活に参加できる条件と機会を提供できるインフラの整備
政策名	リハビリテーションサービス開発戦略
施行年	2011年～2015年
概要	国民の健康ニーズに基づくリハビリテーションサービスを開発・支援し、生活の質の向上を目指す

²³ <https://www.globalpartnership.org/content/education-sector-medium-mid-term-development-plan-2021-2030-mongolia> (参照 2021-05-17)

政策名	聴覚障害・難聴の予防、監査国家戦略
施行年	2010年～2019年
概要	国民の聴覚障害、難聴の程度を認定し、2019年にその認定率より5%低下させる。また聴覚障害、難聴の発症原因を究明し、予防対策を講じ、聴覚保護に関する活動を支援する。あらゆる保健サービスの段階において、耳・聴覚の治療を提供するシステムを構築し、難聴の早期診断、治療、リハビリ、予防などを実施するための多種専門機関の技術を向上させる。

政策名	第2回精神保健国家プログラム
施行年	2010年～2019年
概要	国民の精神的健康を保持し、精神保健の一次救命処置及び地域に根ざした支援サービスを拡大させ、精神疾患や習慣病の発症を軽減するための体制を整備する。

2-3. CRPD 批准による対応状況

モンゴル国政府は2009年5月13日にCRPD及び選択議定書を批准した。批准後のモンゴル政府の動きと現状は以下のとおりである。

- ・ 2012年2月 モンゴル政府が第1回政府報告を権利委員会に提出
- ・ 2014年12月 権利委員会からの事前質問に対し、モンゴル政府が回答を提出
- ・ 2015年1月 モンゴルの障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）及び支援団体が5件のパラレルレポート²⁴を権利委員会へ提出
- ・ 2015年4月 モンゴル政府と障害者代表が権利委員会で審査を受ける（建設的対話）
- ・ 2015年5月 権利委員会がモンゴル政府に対する総括所見を発表
- ・ 2018年10月 権利委員会が定期報告に先立つ事前質問事項を発表
- ・ 2019年11月 モンゴル政府が第2・第3連結定期報告を提出

2015年の総括所見以降、モンゴル政府は、CRPDの理念に基づく「障害者権利法」を2016年に制定した。2020年度、障害者権利法改正案とバリアフリー法案を国会に提出し、労働法、社会福祉法、社会保険法、就労促進法の改正案も作成中であるなど、法制度の改善に向けた取り組みを実施している。また、障害者権利法の理念に沿った基本計画である「障害者の権利・社会参加・発達支援国家プログラム」も作成・実施している。

法律を推進する仕組みとしては、障害児・者支援に係る関係機関との連携を全国で調整し、

²⁴ 19組織の団体で構成した「モンゴルの障害者連盟（(Disabled People’s Organizations of Mongolia)、2組織の団体（聴覚障害者団体及び手話通訳協会）で構成した「モンゴル障害者連盟（Mongolia Disabled People’s Organizations）、3団体（視覚障害者協会、国家車椅子協会、障害者連合）の集合体、the Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children、Disability Council Internationalの5つである。

その実施を総合的に監督する役割を担う「障害者国家委員会」が2016年に発足した。また全省の下に各分野で法律の実施を推進し支援する義務のある障害者副委員会を設置し、県とウランバートル市内各区の下には支援委員会を設置し全国で活動を行っている。その結果、労働・社会保障省だけが障害問題を担当するのではなく、障害がすべての分野に関係する課題であるという理解が各機関・組織間で共有され、多くの事業が新たに開始されている²⁵。

2018年、モンゴル政府は労働・社会保障省傘下に障害者開発庁を設立し、モンゴル国内で障害児者支援に取り組むNGOとの更なる協力体制づくりも進めている。

2020年度障害者白書によれば、労働・社会保障省としては、今後は障害者の就労を促進し、教育機会を拡充し、社会保障へのアクセスを促進し、障害に対する社会意識を改善し、社会の障壁と差別を解消することなど、未だ実施すべき多くの目標と達成すべき課題があると認識している。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

障害者権利法の第6章「障害者への医療サービス」に、障害の早期発見から診断・判断・予防・治療・介助・リハビリテーションに関する総合的な措置が規定されている。また、実施に必要な機材、介護用品、衛生用品、補装具、医療保険基金等の融資に係る規定がある。2019年保健大臣令第A/229号により、保健省下に障害者副委員会が再編され、同委員会を中心とし、以下の活動が行われた。

- ・ リハビリテーション・看護の法制度の改善が行われ、保健機関の組織、基準、規則、マニュアルが改定された。
- ・ 2019年7月～8月、各分野間の技術作業部会とWHO在モンゴル事務所地域国際顧問の協力により、モンゴル国のリハビリテーションの評価が行われた。対象はウランバートル市、オルホン県、ヘンティール県、ドルノド県、スフバートル県でリハビリテーションを提供する保健機関である。評価の結果及び勧告に基づき、2019年保健大臣令A/196号により作業部会が設立され、2020～2025年度のリハビリテーション計画案を作成中である。

その他の障害者の医療・保健と関係する主な活動は、以下のとおりである。

²⁵障害者白書（2010）

- ・ 中国政府の無償資金援助により、2019年4月3日に「障害児リハビリテーション開発センター」が設立された。障害児の早期発見・診断・リハビリテーションを行い、二次障害を予防し、地域社会に根ざした開発、完全かつ効果的な社会参加を促進する活動を行っている。250床を有する入院リハビリテーション用の6病棟に加え、診察室、リハビリテーション室、治療室を有する外来診療所がある。作業療法、理学療法、言語聴覚、物理療法、水治療法などのリハビリテーションを提供するとともに、補助具（補綴、補装具、装具）を製造する。必要に応じて地方の障害児に対して医療を提供する。
- ・ 2017年政令78号により「母子・性と生殖に関する健康国家プログラム」が承認された。全新生児を対象とし、4種類の検診（新生児の股関節脱臼スクリーニング、聴覚スクリーニング、未熟児網膜症スクリーニング、マススクリーニング）を実施すると規定されている。
- ・ 保健省はモンゴル車いす利用者国家協会と連携し、障害のある女性の性と生殖に関する健康マニュアルを作成した。
- ・ モンゴル国立教育大学は、「言語聴覚士養成コース」を開始した。

② 教育²⁶

教育法（2013年改定）は、障害児向けの学資ローン、無償援助等、さまざまな経済的支援を特別なニーズに応じて設定するとともに、特別なニーズのある児童・生徒に対する衛生や安全要件を満たし、他の者との平等を基礎とする機会を保障するため、建築物、機材、設備、教職員を整備することを規定している。就学前教育法第3条「幼稚園及びその組織」では、障害児童の特性に応じた指導法と、障害児童の人数に応じた専門教員、補助教員、リハビリテーション専門家、ソーシャルワーカーの配置、教員に支給するボーナス額を規定している。初等・中等教育法第13条では、義務教育学校において、障害児にリハビリテーションやレクリエーションサービスを提供するため、専門医、看護師、補助教員、理学療法士、心理士を配置し、在籍児童の特性に応じた指導方法を習得することを求めている。障害者権利法第4条では、障害者の教育権、教育環境、教員について規定すると共に、障害を理由として教育提供を拒否し、教育環境を整備しないことがないよう、平等な社会参加の促進を要求している。

2019～2020年度の統計によると、全国で1,076名（障害のある幼児の67.8%）の障害児が幼稚園へ就園し、6,301名（障害児の76.7%）が義務教育学校へ就学している。

²⁶ JICA（2014）「モンゴル国特別支援教育にかかる情報収集・確認報告書」、JICA（2017）、障害者白書（2019）、障害者白書（2020）を基に記載

2019年の教育・文化・科学・スポーツ大臣令第A/292号「義務教育における障害児のインクルーシブ教育規則」は、通常学校における障害児の教育と支援の実施方法を示している。同規則に従い、すべての学校において校内委員会の設立が進められている。また校内委員会は、2018年3月29日付教育・文化・科学・スポーツ大臣令第A/155号により承認された「個別教育計画のガイドライン・マニュアル」に則り、障害児に対する個別支援計画を作成し、計画の実施の監査・分析を行い、専門機関と連携し、子どもの教育環境や合理的配慮などにかかる業務を実施している。

教育に係るその他の主な活動は以下のとおりである。

モンゴル政府

- ・ 2019年10月7日付教育・文化・科学・スポーツ大臣令第A/625号「附属資料の改正案」により、教育研究所において障害児のための発達・教育・指導法セクターを新設した。同セクターは研究を実施し、障害児の発達方法を開発するほか、障害児発達センターの運営も担当する。障害児発達センターはウランバートル市にて活動を行い、障害児、親、教員を支援する。
- ・ 2019年12月3日にモンゴル語点字基準が策定された。今後、教員が点字の初級能力を習得し、生涯学習センター²⁷等を通じて非識字の視覚障害者に文字を教えるなどの業務を行う予定である。
- ・ 就学前教育機関では、かねてより勤務年数の初年・5年・10年目の教職員を対象とする基本研修を実施している。「言語障害児の指導法」と「障害児の人権・社会参加・発達支援方法」の実施を推進している。
- ・ 教育省は、17県の教育局、教員研究所、就学前教育機関などの8機関と連携し、「障害理解（社会モデル）」、「障害児の指導法」、「発達の遅れや偏りのある子どもを対象に家庭において発達支援をするポータージプログラム²⁸の用途・指導法」研修を1,584名の教員、補助教員、親を対象に実施してきた。
- ・ 教員研修所では、2019～2020学年度、2,137名の教員及び教育機関の管理職に対するインクルーシブ教育オンライン講座を実施し、専門的な指導力向上を支援した。また、フォローアップ研修講座として、勤続10年目である14種の専門家1,200名、5年目の13種の専門家722名、初年の13種の専門家1,360名、計3,291名の教職員を対象とし、112時間のインクルーシブ教育研修を実施し、障害知識・理解、指導法の習得を促進した。

²⁷ さまざまな事情を抱えていたり、学校をドロップアウトしたりした子どもや成人への教育を行うモンゴル政府運営のセンター。各県・区に設置され、障害児を含む非就学児童に対する訪問教育も行っている。

²⁸ 発達に遅れや偏りがある子ども早期支援として、主に家庭などの日常生活の中で指導を行うプログラム。1970年代前後にアメリカで開発された。

また地方や首都において、特別ニーズ教育が必要な子どもを指導する 20 名の教員に対する基本研修を実施した。

JICA

- ・ JICA は 2015 年から 2019 年まで「障害児のための教育改善プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、障害を認定し支援サービスを検討する障害児の保健・教育・社会保障支部委員会の能力強化、障害の早期発見・発達支援のためのツール開発、1 歳 6 カ月児健診の導入、障害児とその家族を支援する「親子教室」の試行を行った。また、通常学校において障害児への支援体制を検討する「校内委員会」の設置、支援が必要な子どもに配慮した授業・学校運営、「個別教育計画」の活用、学習環境や教材の整備を行った。これらの取り組みから、「障害児のための包括的な発達支援ハンドブック」がとりまとめられるとともに、その指針がガイドラインとして、2018 年 11 月 15 日付労働社会保障大臣・教育・文化・科学・スポーツ大臣・保健大臣合同令により承認された。2020 年に同プロジェクトフェーズ 2 が開始され、同ハンドブックで示された発達支援・教育サービスのモンゴル全土での実現と、幼稚園における発達支援・教育サービスのモデル構築に取り組んでいる。

他ドナー

- ・ 未就学の障害児に対しては、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの「インクルーシブ教育推進事業」において、学齢期の未就学児を発見する調査をパイロット 2 県（ホブド、ウブルハンガイ）及び 3 区（バヤンズルフ、チンゲルティ、ソングノハイルハン）の 18 バグと 20 ホローにおいて実施した。調査の結果、未就学の学齢児童 340 名の 217 名が障害児であり、2019/2020 学年度において、うち 21.5%が県・区の生涯学習センターで識字及び代替学習を受講した。

・特別支援学校

モンゴルには、以下の特別支援学校（モンゴルでは「特別学校」と呼ばれる）がウランバートル市内にある。特別支援学校では、かつて旧ソビエト時代にロシアやハンガリーで養成された教員及びそれらの教員から On the Job Training（以下、「OJT」）を受けた教員が指導にあたってきた。他方、普通学校では特別支援教育の知識や技能、経験のない教員が指導することも多く、課題となっている。²⁹

²⁹ JICA(2017)

表 7 モンゴルの特別支援学校³⁰

<p>スフバートル区第 29 特別 支援学校（ろう学校）</p>	<p>小学部～高等部（12 年間） 小学部ではキリル文字と指文字、口話の指導に重点が置かれてきたが、障害者白書（2017）によれば、モンゴル手話通訳者協会と連携し、「手話通訳」の授業を改善した。2014 年度、在籍する児童・生徒数は 451 名、1 クラス当たり 8～12 名程度で合計 32 クラスが設けられている。法定入学年齢である 6 歳の 1 年生がいる一方で、15 歳などで入学してくる子どもも多く、各学年、6 歳で入学した子どものクラスとそれ以上の年齢で入学した子どものクラスを設けている。また、聴覚障害の程度にあわせたクラス編成も行っている。校医（耳鼻科医）が集積した 2001～2011 年のデータによれば、ろう児が全体の 68%、難聴が 15.4%、聴覚障害を伴わない言語障害が 15.6%、重複障害が 1%である。近年、補聴器の普及とともに、難聴の子どもは普通学校を選択する傾向にある。その一方で、肢体不自由や知的障害を伴う重複障害児の入学が増えてきている。在籍する児童・生徒には地方出身者も多い。教職員数 125 名、うち 56 名が教員である。教員 3 名が聴覚障害当事者である。医務室には、聴力検査用の機材や防音室が設置されている。就労を念頭に、美容、洋裁、調理、木工の専門教育が実施されている。卒業後の進路は、約 30%が大学へ進学し、約 20%が専門学校へ進学する。約 20%が就労し、約 10%が在宅で何らかの活動を行う。残り約 10%がその他である。</p>
<p>スフバートル区第 116 特別 支援学校（盲学校）</p>	<p>小学部～高等部（12 年間） 1962 年、ブルガリア人の専門家が視覚障害児と聴覚障害児を対象とした特別学級を第 1 学校に開設した。これが発展し、1964 年にモンゴル初の盲学校である第 116 番特別支援学校が設立された。2016 年度の全校児童・生徒数は 108 名（小学部 65 名、中学部 27 名、高等部 16 名）である。1 学年 1 から 2 クラスである。2 名の卒業生が、教員として勤務している。30 名は併設された寄宿舎に住んでいるが、それ以外の児童・生徒は、スクールバスか、公共バスで通学する。学校が建築資材市場の一角にあり危険なため、全盲の児童・生徒は、公共バスの利用が困難である。また、近年の傾向として、知的障害、自閉症との重複障害児の割合が増えている。卒業生の約 75%は大学へ進学している。モンゴル国立教育大学、モンゴル国立文化芸術大学等、人文社会系もしくは音楽科のある大学への進学が多い。残りの約 25%の生徒も専門学校などへ進学している。就職先の大部分は盲学校の教員か、モンゴル視覚障害者協会である。</p>

³⁰ JICA(2017)

<p>スフバートル区第 25 特別支援学校、バヤンズルフ区第 55 特別支援学校³¹、ハンウール区第 63 特別支援学校、バヤンゴル区第 70 特別支援学校(いずれも知的障害児を対象とする特別支援学校)</p>	<p>近年、入学者は増加の傾向にあり、重複障害児の割合が増加している。なお、障害種は、学校側の分類による。ダウン症や自閉症などの児童・生徒を「知的障害」に分類している学校もあれば、「その他」として登録・申請している学校もある。就労を念頭に技術教育に力を入れており、洋裁、調理、木工等の実習室が設置されている(第 55 特別支援学校については職業訓練コースと兼用)。規則によれば 1 クラス当たりの人数は 12~18 名となっており、実際は 1 クラス当たり 10~16 名程度である。クラス編成は基本的に年齢に準じて行い、ある程度人数が確保できれば 6 歳で入学した子どもと入学時期が遅かった子どもでクラスを分けている。第 25 特別支援学校にはダウン症協会の支援を受けて、2008 年よりダウン症の児童・生徒を対象とするクラスが設置されている。また、第 25 特別支援学校及び第 63 特別支援学校には、脳性まひの児童を対象としたクラスがある。第 55 特別支援学校には、感覚統合室がある。</p>
--	--

出所：JICA（2017）を基にプロジェクトチームが作成

モンゴルの特別支援教育は、特別支援学校か通常学校の通常学級のいずれかで行われるが、フブスグル県の通常学校では特別支援学級を開設し、14 人の教員が特別支援教育の指導方法研修を受講した³²。特別支援学校は初等中等教育法により、障害児を受入れている普通学校に対して指導・助言を行うことが期待されている。

その他の動きとしては、2017~2018 学年度、さまざまな事情で学校へ通えない子ども・成人への授業を行う公立の生涯教育センターのうち、26 のセンターが計 326 単位の授業を行い、計 9,291 人の生徒が在学した。そのうち 18.5% (1716 人) が障害のある生徒であり、うち知的障害児が 30.9%、重度障害児が 4.5% である。障害児のうち、39.8% (683 人) が初等教育、中等教育 41.6% (714 人)、高等学校 18.6% (319 人) である。寝たきりの障害児や重度障害児が、文字の書き方や初等・中等教育を受けられる事業も開始しており、ウランバートル市バヤンズルフ区第 4 ホローでは、重度障害児 8 人の障害児への訪問教育を開始している。

またモンゴル国立教育大学と名古屋大学が 2013 年より行っている「モンゴル国における発達障害児支援研究」の一環として、2016 年 9 月に「モンゴル国立教育大学子ども発達共同支援センター」がモンゴル教育国立大学内に開設された。2016 年より共同で開発を進め

³¹ バヤンズルフ区第 55 特別支援学校のみ小学部~高等部 (12 年間)、他 3 校は小学部~中等部 (9 年間)

³² 障害者白書 (2017)

られ、「田中ビネー知能検査モンゴル版」が、2020年9月に完成している³³。

③ ジェンダーと障害³⁴

モンゴル国の持続可能な開発ビジョンのうち、目標の1つがジェンダーの平等の実現である。モンゴルでは男性より女性の大学進学率の方が高く、障害のある女性も同様であり、社会進出を果たそうとする意欲が高い³⁵。他方、総括所見（2015）³⁶では、ジェンダーに関する以下の懸念・勧告がなされている。

- ・ モンゴルにおける障害女兒や女性の、社会的、経済的、政治的状況、及び彼女たちが対象となる性的虐待を含む暴力事件、一般的に自分たちに影響する事への意思決定に障害女性の参加が制限されていることについての情報が全体的に不足していることを懸念する。
- ・ 法の改正と政策の変更の視点から、特に障害女性と女兒の家族生活、教育、保健サービスと雇用、家庭内及び/もしくは性的暴行との戦いに特に注意して、彼女たちと協議することを強く促す。委員会は、締約国のジェンダー政策に障害児を含めることも勧告する。
- ・ 精神もしくは知的障害のある人（原文：persons with genetic psychosocial or intellectual disorders, or psychosocial or intellectually impaired persons）の妊娠を防ぐために、インフォームドコンセントをせずに締約国がとっている措置を懸念する
- ・ 障害、特に精神及び知的障害女性に、性と生殖の権利を制限し、強制不妊及び中絶を許す、保健法の条項、並びに条例及び関連する規則を削除するよう強く促す。

労働・社会保障省下の障害者副委員会は、2019年度、国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）の支援により「障害者に対するジェンダー暴力防止ハンドブック・教育モデル」を作成し、同モデルに従い全21県、ウランバートル市内全区役所の社会政策課及び労働・福祉サービス課の障害者担当専門家を対象に研修を開催した。またモンゴル政府が既に実施していた「ジェンダーに基づく暴力調査」の質問票に障害の有無に関する設問を入れ、情報収集をすることになっている。

④ 訓練・雇用、就労支援

統計局の労働力調査（2014）³⁷によれば、15歳以上の労働可能年齢者のうち、何らかの経

³³ 名古屋大学心の発達支援研究実践センターウェブサイトより <https://kokoro.nagoya-u.ac.jp/index.html>（参照 2021-05-11）

³⁴ JICA（2017）、障害者白書（2020）を基に記載

³⁵ JICA（2017）。2016年8月に実施した国立リハビリテーションセンター配属青年海外協力隊員へのインタビューを基に修正・加筆。

³⁶ 東京大学社会的障害の経済理論・実証研究（REASE）による日本語訳を部分的に使用した。<http://www.rease.e.u-tokyo.ac.jp/act.html>（参照 2021-07-01）

³⁷ <https://www.ilo.org/surveyLib/index.php/catalog/1047/related-materials>（参照 2021-05-17）

済活動（賃金なしも含む）に従事している障害者は25%である（全人口では62.1%）。またアジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」）が実施した調査（2019年に報告書を公開）³⁸によれば、何らかの経済活動に従事する障害者の職種の多くは、「家畜の世話（Herders）」か「自営業」である。特に家畜の世話に従事する障害者は45.1%（全人口では24.6%）と多い。また賃金ありの就業を行う障害者は22.5%しかおらず、全人口の49.9%との差がある。障害種別による職種にも違いがあり、知的障害者と視覚障害者は「家畜の世話」に従事する者が多く、聴覚障害者と言語障害者では、より賃金がある就業についていると報告されている。また、2014年度の全人口の平均月収が約844,000モンゴルトウグルグ（以下、「MNT」）（約53,811円³⁹）であるのに対し、障害者の平均月収は約414,000MNT（約26,395円）と約半分である。

労働・社会保障研究所は、2019年度、労働法第111条に規定される障害者雇用率の達成状況、職種別の傾向、未達企業の納付金の納付状況、求職障害者に係る現状調査を実施し、分析結果と提言をまとめた報告書を2020年に公開している。法定雇用率の達成率は2018年に26.1%、2019年に26.4%であった。また、労働年齢（15歳以上）のうち、社会保険庁のデータに基づき被保険者で就労している障害者数は、2016年度4,930人、2017年度5,800人、2018年度7,833人、2019年度9,179人（労働年齢の障害者約96,000人の約9.6%）となっている。同調査報告書から障害者の就労状況、法律の実施状況に関する行政統計を入手できる。

障害者雇用に関する主な法律は、「労働法」、「法人所得税法」、「就労促進法」、「社会福祉法」である。労働法では、50名以上の従業員を雇用する企業には4名以上の障害者の雇用を義務づけている。勤務時間は労働条件に従って週あたり最大36時間までとなっている。また、法人所得税法では、25名以上の従業員を雇用する企業の2~3%以上の従業員が障害者である場合、企業所得税（法人税）は免除される。50%以上の労働能力喪失者を雇用する企業に対しては、全従業員における障害者の割合によって、所得税が減税される。企業や個人は、障害者が立ち上げたNGOを支援する目的での寄付により、当該会計年度の企業所得税において100万MNT（約41,540円⁴⁰）まで控除される。

また、労働法によれば、障害者を1年以上継続雇用した場合には、1年分の最低賃金を労働省が負担するなど企業に対するインセンティブを高める一方で、企業が違反した場合には、最低賃金の2年間分に相当する額の30%（地方部の場合）、40%（都市部の場合）、50%（ウランバートル市の場合）の納付金を障害者雇用基金に支払うよう定めている。しかしこの規定は僅かな加算税の納入が課せられる程度であり、障害者を雇用するより罰金の支払いによって義務を免れようとする雇用主が大半であった。現状に対し、権利委員会は、割り当て不履行の場合の罰金の増額と、割り当て制度の監視等の現在のシステムの見直しを勧告

³⁸ <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/548006/living-disability-mongolia.pdf>（参照 2021-05-17）

³⁹ OANDA レート（2014年12月31日）、1MNT=0.06円

⁴⁰ JICA 統制レート（2021年5月）1MNT=0.04152円。以下、同様。

している。

総括所見に対し、モンゴル政府が行った取り組みは以下のとおりである。

- ・ 2018年3月、モンゴル政府は労働法の改正案を国会に提出した。就労割り当て規定に加え、職場の監査を規定した。また、障害による差別を禁じ、障害年金や手当を受給していることにより給与の引き下げをしてはいけないと明記された。さらに、障害者の労働能力強化及び求職活動に関する支援サービスを改善し、障害者権利保障を求めるNGOの協力を得ることも改正案に反映されている。
- ・ 障害者の完全な社会参加の機会を均等化する政策として、2017年1月に国家就労委員会決定により「障害者の就労促進プログラム」が策定された。障害者の就労準備、仲介就職、自営業支援、起業・雇用訓練への包摂、報奨金や経済的支援、特別な就労サービス、イベントへの参加を支援し、障害者に適した一般雇用を促進し、就労を支援する。同プログラムとの整合性を改善するため、目下、「就労促進法」も改正中である。同改正案には「障害者の就労促進活動」という特別条項を追加したため、支援の強化が期待されている。
- ・ 改正中の「社会福祉法」には、社会福祉手当受給者である労働能力喪失率 50～69%の障害者も就労促進施策により支援することが明記されている。就労準備支援のサービスを導入し、就労基金を通じてそのサービス対象者を支援することが反映されている。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁴¹

労働者の日常生活の実施が困難な場合に（高齢、疾病、傷害、事故等）、労働者と雇用者の賦課方式による共同基金に基づきサービスが提供される。現在、労働者は高齢年金保険、公的補助(給付金)、失業保険、健康保険、労災職業病保険の適用対象になっている。労働者、雇用者の保険料負担の割合は下表のとおりである。

表 8 保険のタイプと負担割合

保険タイプ	強制保険支払い割合 (%)	
	雇用者	労働者
老齢年金	7.0	7.0
公的補助・給付金	0.5	0.5
労災保険・職業病保険	1.0, 2.0, 3.0	
失業保険	0.5	
健康保険	2.0	2.0
合計	11.0, 12.0, 13.0	10.0

出所：JICA（2017）より転載⁴²

⁴¹ JICA（2014）「モンゴル国特別支援教育にかかる情報収集・確認調査報告書」及びJICA（2017）に基づく

⁴² JICA（2014）を基に作成

・障害年金⁴³

統計局の2015年度公式統計によれば、モンゴルでは障害者人口の80%が、障害年金ないし福祉手当を受給している（全国80,047名、ウランバートル市28,235名）。障害者が年金を受け取るためには、社会保険庁所管である病院・労働認定中央委員会、県・区の社会保険課所管である病院・労働認定地方委員会が、被保険者の労働能力喪失率を専門的レベルで認定する。病院・労働認定委員会の主な目的は、疾病、傷病、労働災害、急性中毒、職業性疾患によって労働能力を全喪失もしくは一部喪失した原因、労働能力喪失率と期間の決定・延長・無効、労働条件の変更、労働時間の短縮を認定することである。同委員会は県や区レベルで7~9人により構成されており、内科医、神経科医、外科医、総合病院の医師、社会保険課の認定医、社会保険課長、社会福祉機関の代表、雇用主、被保険者、障害者団体の代表が含まれる。中央委員会は、社会保険庁の認定医、保健担当中央行政機関の下にある分野別の専門委員会の指定医や雇用主など15人で構成される。0歳~16歳の子どもの認定については、各県・区において障害児の保健・教育・社会保障委員会が設置されている。

同委員会が、常時介護が必要であるかを判断し、必要に応じて保健・教育・社会保障総合プログラムへつなげる。2019年度、労働能力喪失率・期間の認定を受けた被保険者は11万1,386人であり、これは総人口の3.5%を占める。そのうち、精神疾患、神経疾患、傷病、眼科疾患が労働能力喪失の主要原因となっており、労働能力喪失者全数の76.01%を占める。

保健・社会保険庁のガイドラインによると、労働損失割合が50%以上69%以下だと部分損失とみなされ、労働能力損失割合が70%以上だと完全能力損失と定められている。この障害認定は、旧ソビエト時代に疾病をベースに評価がなされ、障害者の生活の困難さや個人の職業適性や意向とは関係なく、労働力の損失の度合いによって決定される。例えば、16歳以上で既に就業していた者が脊椎損傷を受傷し、下半身は完全麻痺なるも、上肢と上半身並びに知的能力には全く影響がなく、日常生活動作は完全に自立し、オフィスでは車いすを利用し、バリアフリーであればどこへでも移動可能である状況であっても、労働能力損失は70%と認定される。障害年金の支給額は、次の計算式によって求められる。

障害年金=月給×0.6×労働能力損失割合

※月給=被保険者の過去の平均給与、または1カ月の法定最低賃金

労働能力損失程度が70%と認定された場合、上記計算式の労働能力損失割合は1とされ、障害年金支給額は月給の60%となる。労働能力損失割合が70%未満の場合は5%刻みで等級付けが行われ、50%未満は支給の対象とはならない。政令第25号により、2019年2月から障害年金最低満額が31万MNT（約12,877円）、報酬比例年金最低支払額が27万MNT（11,216円）となっている。

⁴³ JICA(2014)、JICA(2017)、障害者白書(2020)に基づく

・社会福祉年金⁴⁴

社会福祉法第12条に規定されている社会福祉年金は、社会保険法に基づき、以下の国民に毎月支給される。

- ・ 60歳以上の男性、55歳以上の女性
- ・ 満16歳以上の小人症の者
- ・ 労働能力喪失率が50%以上で満16歳に達した障害者
- ・ 稼ぎ手が亡くなった18歳未満の子ども
- ・ 18歳未満の子ども4人以上をもつ満45歳に達したシングルマザー及び50歳に達した父親

2019年1月27日付政令27号「社会福祉手当・介護手当金額の改定」により、社会福祉手当は月額17万4,000MNT（約7,228円）、介護手当は7万6,000MNT（約3,157円）と決定し、2019年2月1日より施行している。

・障害児・者対象の福祉サービス⁴⁵

障害者権利法及び社会福祉法に基づき、障害者は次のサービスを利用することができる。

地域に根ざした社会福祉サービス

社会福祉法第18条に従い、障害者は次の9種の福祉サービスを利用することができる。

1. エンパワメント、自立生活、職業能力、能力開発のための各種訓練
2. 個別相談
3. リハビリテーションの利用
4. 一時的な介護、暴力を受けた被害者の一時保護・入居
5. デイサービス
6. 居宅介護及び福祉サービス
7. 個人やその家族のニーズに応じたその他の社会福祉サービス
8. 家のない個人やその家族の社会的信頼感を高め社会化し、身分証明を発行するとともに、宿泊場所を一時的に提供
9. 社会福祉サービスや援助が必要であり、同法3条1項2号及び18条2項に規定する家族と個人を社会化し、コミュニティ・グループをつくり、収入を創出し、生活技術を向上させる。

⁴⁴ 障害者白書（2020）に基づく

⁴⁵ 障害者白書（2020）に基づく

各種介護サービス

社会福祉法第19条に規定する各種介護サービスとは、自立生活が不可能な者や要介護状態にある独居の者を対象とし、食糧、介護、社会開発サービスを提供する。

給付金、扶助

障害者権利法第26条に規定する以下の17の給付金やサービスを受けることができる。

1. 常時介助が必要な16歳未満の障害児、全盲の者、聴覚障害者、小人症の者、常時介助が必要な労働能力全喪失者に対して、賃貸料、もしくは全館集中暖房に接続されていない一戸建てやゲルに住んでいる場合には燃料費を、それぞれ年一回支給する。
2. 18歳未満の障害児が利用する国産義肢装具の期限切れや、当該障害児の成長によって身体に装着できなくなった場合に、補助金を100%支給する。
3. 労働災害・職業性疾患保険基金から、義肢装具及びリハビリテーション医療に関する受給権が発生していない障害者の国産義肢装具の購入費を3年に一回補償する。
4. 18歳未満の障害児と、労働災害・職業性疾患保険基金から義肢装具やリハビリテーション医療に関する受給権が発生していない障害者に対して、国産補装具や車いすなどの支援機器にかかる費用について、3年に一回100%の費用を還付する。
5. 障害児及び介護者が幼稚園や学校に通う交通費を支給するか、バスで送迎する。
6. 全盲者、聴覚障害者、言語障害者のコミュニケーション・通信費の一部控除する。
7. 国内保養所の要治療者に対して、往復交通費や一日の入所費について、医療保険加入者の一般ベッド代を元に計算し、次の割合で年一回支給する。
 - 障害児に100%
 - 障害児の介護者に50%
 - 労働災害・職業性疾患保険基金の給付金を受けていない障害者に50%
8. 全盲の障害者が病院の判断により治療や保養所に入所する場合、県から首都へ、首都から県へ行く場合の往復交通費の75%を年間一回支給する。
9. 首都から1,000km以上離れた場所に住んでいる障害者が、県の総合病院の専門医監査委員会の決定により、首都の病院にて治療及び診断を受ける場合、往復交通費を年一回支給する。
10. 障害児もしくは労働能力全喪失者の子ども1人分の幼稚園の食費を一部免除する。
11. 障害児が子どもキャンプ場での療養料金の50%を年一回支給する。
12. 障害児が病院の診断により水治療法を受けた場合、医療料金の70%を支給する。
13. 視覚障害者が点字で書く手紙・葉書、点字図書、10km以内の郵便物、視覚障害者用の機材や用具の国内郵便料金は無料とする。
14. 社会保険法で規定する葬式費用受給権が発生していない者で、障害児・者が死亡した場合、その葬式費用として社会保険基金の葬式手当に相当する額の助成金を支給する。
15. 社会福祉法に従い、障害者に保養所や地域に根ざした社会福祉サービスを提供する。

16. 世帯データベースに登録されている社会福祉が必要な障害児・者及び介護者に社会福祉サービスや扶助を提供する。
17. 障害者は公共交通を無料で利用できる。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み⁴⁶

・バリアフリー⁴⁷

障害者政策委員会の指示により、モンゴル政府はモンゴル国で初となるバリアフリー法案を作成中である。また、建設・都市開発省は管轄分野の法制度を改善するため、「都市開発法改正案」を作成し、2019年12月18日に第55回閣議の審議を経て国会に提案した。同改正案には、以下の事項が含まれている。

- ・ 都市開発において公益の尊重、障害者の権利、市民の参画、当事者の平等を保障する。
- ・ 社会インフラや公共施設における障害者の円滑な移動のため、インフラのニーズを満たすことが都市開発の基本要件となる。
- ・ 敷地及び建築物の出入口を障害特性に応じてバリアフリーな環境に整備する計画をつくる。
- ・ 障害者の円滑な利用を確保していない都市計画、ライフライン及びインフラ整備に関する事業、施工、設計図に対して認可しない。
- ・ バリアフリー環境に関する情報提供など障害者の権利保障を推進する条項

(1) 物理的アクセシビリティ⁴⁸

建築物

建築物に関しては、都市開発法の第20条に障害者用のインフラ整備について明記され、障害者が円滑に利用できる環境を整備しなかった都市計画、建築物の設計、設計図などに許可を出さないことを規定している。また建築法の第15条において、建築物の障害者への配慮要件が規定されている。その他、遵守すべき建設規格・基準は以下のとおりである。

- ・ 「公共建築物構造における障害者の要件を示した設計基準」 (MNS 91.040.10: 2009)
- ・ 障害者に特有ニーズを考慮した設計
- ・ 「歩行者、障害者用の歩道設計マニュアル」
- ・ 「障害者の空間設計」建設規格
- ・ 「住宅の設計図、計画」建築ノルマ及び規則
- ・ 「教育施設の設計図作成マニュアル」

⁴⁶ JICA (2017)、障害者白書 (2019)、(2020) に基づく

⁴⁷ JICA (2017)、障害者白書 (2020) に基づく

⁴⁸ JICA (2017)、障害者白書 (2020) に基づく

- ・ 「石油・石油製品備蓄施設の技術設計図」建設規格
- ・ 「穀物貯蔵・加工施設」
- ・ 「工業施設」 建築ノルマ及び規則

建築物に関連し、実施されてきた主な取り組みは以下のとおりである。

- ・ 2014年、モンゴル国家人権委員会と障害当事者団体が協力し、政府機関やウランバートル市役所など、公共建築物のアクセシビリティ調査を実施した。
- ・ 2014年の建設・都市計画省の208番省令において、16階以上の新設住宅・施設の建設を承認する国家委員会に障害当事者を参加させるよう規定され、モンゴル車椅子協会会長らが委員となっている。その他にも、2017年政令第69号採択の「建築物完了規則」に沿い、「建築完了審査委員会」にも障害当事者が構成員の1人となるよう定められた。
- ・ 2017年6月28日、建設・都市開発大臣令「障害者の権利の保障と物理的アクセシビリティの改善」が施行され、土地・測量・地図庁は地方自治体と連携し、ウランバートル市、県・地方の公共施設のアクセシビリティ調査を行い、改善施策を報告するよう指示が出された。ホブド県、ドルノゴビ県、ドルノド県において、物理的アクセシビリティの調査が行われ、改善の提言が行われた。
- ・ 2018年政令第317号により承認された「建築物完成規則」に従い、ウランバートル市都市開発・開発局は、2019年第3四半期時点で186棟の住宅用建築物に対する監査を実施した。監査のメンバーには障害者団体代表も参加した。
- ・ 建設・都市開発法に従い、建設開発センターは、都市計画・建築物設計図を認定する段階で「市町村計画・建設規格（BNbD30-01-04）」、「障害配慮建設設計マニュアル（BD31-101-04）」、「障害者の住空間・環境設計（BNbD 31-112-11）」と関連規格・基準の要件を満たすように審査・認定している。2019年12月時点で、21市町村のマスタープラン、221棟の住宅、691棟の建築物、229の大幅な改築、120の都市整備の設計があり、計1,282の設計図が認定された。
- ・ 建設開発センターは、公共建築物が障害者の住環境ニーズに適合しているかについて、「障害者住環境ニーズに応じた設計図作成要件（BD31-112-11）」と「障害配慮建設設計マニュアル（BD31-101-04）」に基づく監査を実施している。2019年度時点で、計487の建設事業に対する監査を行った。
- ・ モンゴル建築技術大学は、カリキュラムに障害者配慮の建設基準を学ぶ講義を導入している。建設開発センターでも、モンゴル車椅子協会の身体障害当事者を講師とし、エンジニア向けの研修を実施している。
- ・ 2019年1月29日付建設・都市開発大臣令第19号に従い、大臣協議会にモンゴル車椅子協会の代表者が参加している。また2019年建設・都市開発大臣令第153号により、

建築物規格基金幹部会の構成員が再編され、同協会の当事者委員が参画した。ウランバートル市及び各県において、新設予定の住宅出入口に障害者が利用しやすいスロープの設置、エレベーターへの点字付きボタンの設置、3名分の障害者用駐車場の確保、住宅街において視覚障害者が移動しやすい誘導ブロック敷設の歩道の整備、1階通路での手すりの設置が設計されているかについて審査している。また、公共住宅・公共施設をバリアフリー化する出入口の基準の適合度について定期審査を行っている。

道路・交通⁴⁹

道路や公共交通機関の改善に係る多くの活動は、主に身体障害者団体を中心に進められてきた⁵⁰。近年では、以下のような法制度の整備や取り組みも開始している。

- ・ 公共バスについては、**Universal Progress** 自立生活センターが主導し、ウランバートル市内に20台のノンステップバスの導入が実現している。また、モンゴル車椅子協会が主導し、ウランバートル市に5台の車いす専用タクシーが導入された。他方、公共交通機関として1,207台が登録されている中、未だ56台(4.6%)のみに障害者に配慮した低段差のステップが設置されている状況である。その改善のため、「公共交通バリアフリー化推進道路・運輸政策(2018~2026)」が、2018年政令321号により承認された。同公文書第2.3.3.3条項に従って、障害のある利用者に対する目標が設定されている。
- ・ 2018年12月付道路・運輸開発大臣令第49号により「道路・道路施設の工事の開始・継続・竣工規則に従う道路・道路施設の認可業務及び作業部会」への障害者団体代表の参加が位置付けられた。
- ・ 2019年283号政令により「航空運送の必須サービスプログラム」が策定された。同プログラム第2.2.3条項に「対象グループ(高齢者、障害者、緊急援助が必要な者と、18歳未満の子ども)が国内便を割引運賃で通行できる」と規定し法制度を整備した。
- ・ 2018年第239号政令によりモンゴル国交通規則を策定した。第16.4条項には、「運転手が道路上にて白杖をもつ視覚障害者を優先する」との規定がある。
- ・ 歩行者や障害者に配慮した道路・技術要件基準(MNS 6056:2009)や、歩行者や障害者に配慮した歩道設計基準(MNS 6056:2009)がある。ウランバートル市の道路は、ウランバートル市道路開発局が管轄しており、ウランバートル市19地区の道路に点字ブロックを設置した。他方、現行の基準では、車いす利用者が一人で(介助者なしで)歩いている時に発生した事故は自己責任となるなど、障害者権利法にはそぐわない基準があったり、音声信号機の基準がなかったりなどから、改定が計画されている。
- ・ 主要な鉄道には、障害者専用待合室、障害者用トイレ、「SOSサービス」と呼ばれる高齢

⁴⁹ JICA(2017)、障害者白書(2020)に基づく

⁵⁰ 「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」元専門家より聴取(2021年5月11日)

者・障害者向けサービスが導入されている。また、車いす利用者専用個室のある寝台列車が2台ある。チンギスハーン国際空港にもSOSサービスが導入された。建設中の新国際空港のアクセシビリティ向上も進められており、2016年11月、道路・運輸開発省からの依頼を受け、障害当事者団体、労働・社会保障省、JICA日本人専門家が現在建設中の新国際空港の助言を行った。

(2) 情報アクセシビリティ

情報アクセシビリティ全体を規定する法律としては、2016年2月に制定された障害者権利法3章の11条、12条、13条に、情報通信サービスの提供や公共機関のウェブサイト、手話、点字、等にかかる記載がある。また「情報・通信に関する国家政策2025」の目標4.3に、「障害者を含む人々を情報・通信技術の発展で支える」との記載がある。2017年モンゴル国政令第47号「2017～2025年政府の情報通信開発に関する政策」の第3.4.5項には「障害者用の情報・通信サービスアクセシビリティ向上」に関する目標が掲げられている。

その他、情報アクセシビリティに関連し、実施されてきた取り組みは以下のとおりである。

- ・ 通信・情報技術庁は、2019年5月27日付通信・情報技術庁長官令A/60号により、障害者副委員会を発足した。2019年度、同副委員会委員の能力向上と情報アクセシビリティに関する理解・知識促進の研修を実施した。また障害者権利法第111条に従い、「情報・通信サービスを障害者の特性に適合させる」ことを実現させるため、行政機関のウェブサイトのアクセシビリティ促進の強化を進めている。まずは、障害者が利用しやすいウェブ・コンテンツに関するアクセシビリティ・ガイドラインをモンゴル語に翻訳した。同ガイドラインに従い、行政機関のウェブ・コンテンツを障害者に使いやすくする段階的な取り組みとして、「情報アクセシビリティ改善にかかる対策政令案」を作成した。この結果、障害者団体の積極的な参画の下で、行政機関のウェブサイト、情報サイト、テレビ・コンテンツを増やし、特別なソフトウェア及びアプリケーションを開発するなど、障害者の情報アクセシビリティを改善するための段階的な措置を講じている。
- ・ 警察庁の情報緊急管理センターは、労働・社会保障省、警察庁、モンゴル国聴覚障害者国家協会との覚書（2015年5月20日）に則り、2015年より、聴覚障害者からの緊急電話（警察102番、等）を24時間365日メッセージで受付けている。また、2017年12月から、UNITEL（民間の通信会社）がビデオリレーサービス⁵¹を導入すると決定し、2017年9月から開始した。
- ・ 視覚障害のアクセシビリティについて、モンゴル国立大学によるスクリーンリーダーの開発や、通信・情報技術庁は、「障害者及び高齢者の情報、通信技術の利用率向上プロジェクト」（2016年～2017年度）により、モンゴル語の音声認識プログラムソフトウェアの開発等の取り組みが行われている。
- ・ 2016年に通信・情報技術庁が提出した広報番組法が、2019年12月12日の国会で承認され

⁵¹ オペレーターが手話や文字で聴覚障害者と通話相手をリアルタイムにつなぐサービス

た。広報番組法第27条における広報番組事業者の禁止行為として、障害者差別の内容を含む番組や広告を禁止した。また、広報番組の要件として、字幕付きや手話通訳付きの番組の割合を定義した。

・ 防災⁵²

モンゴルには、火災、大雪、ゾド（冬寒波）、火災、家畜病、洪水、砂嵐、砂漠化、等の災害がある。ウランバートル市では、各区からの要請に応じ、障害種別の災害対応研修やテレビ（手話通訳有）を通じた防災研修を実施している。一方で、権利委員会（2015）は、モンゴルが頻繁に自然災害を経験するという事実がありながら、危険な状況及び人道的緊急事態において障害者を保護する特定の手段や支援が不足していることに懸念を述べている。緊急事態にいる障害者に支援を提供する国家計画を採択し、その計画がすべての障害者、特にろう者にとって、インクルーシブでアクセシブルであるよう勧告している。

2018年7月3日～6日、モンゴル政府及び国連国際防災戦略事務局（United Nations International Strategy for Disaster Reduction。以下、「UNISDR」）、緊急事態庁の共催により、第2回アジア防災閣僚会議がウランバートル市にて開催された。国際機関、NGO、マスメディア、民間企業、学者、女性、障害者、子どもなど50か国の3,000名が出席した。同会議では社会的弱者であるグループのニーズに応じた防災制度を開発し、彼らの参加、リーダーシップの確保など、数多くの重要なテーマが取り上げられた。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績⁵³

日本政府 ⁵⁴	<p>【技術協力プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト（2016-2020） ・ モンゴル国障害者就労支援制度構築プロジェクト（2020-2024） ・ 障害児のための教育改善プロジェクト（2015-2019） ・ 障害児のための教育改善プロジェクトフェーズ2（2020-2023） <p>【草の根技術協力事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モンゴル障害児療育支援事業（特定非営利活動法人ニンジン）（2016-2019） ・ モンゴル介護人材育成プロジェクト（特定非営利活動法人ワークフェア）（2017-2019） ・ モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業（公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）（2018-2022） <p>【草の根・人間の安全保障無償資金協力】</p>
--------------------	---

⁵² JICA(2017)、障害者白書（2020）に基づく

⁵³ 障害者白書（2020）、モンゴル国障害者就労支援制度構築プロジェクト専門家への聴収を基に記載

⁵⁴ JICA 障害と開発パンフレット、JICA（2017）を基に記載

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウランバートル市スフバートル区聴覚障害児特別支援学校改修計画 (2013) ・ ドルノド県障害児発展センター改修計画 (2014) ・ モンゴル盲人協会点字機材整備計画 (2020) <p>【ボランティア事業】</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、養護、障害児・者支援、社会福祉、点字、等の分野での複数の派遣実績がある。</p>
--	--

<p>他ドナー</p>	<p>【アジア開発銀行】</p> <p>障害者の包摂性及びサービス提供の改善プロジェクト (ローン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施期間: 2018年4月30日～2022年10月31日 ・ カウンターパート: 労働・社会保障省 ・ 対象地域: ウランバートル市及び6県 (ドルノド県、ホブド県、ダルハンオール県、フブスグル県、アルハンガイ県、ドンドゴビ県) <p>目的: (i) 障害の早期発見能力の向上・制度化、(ii) 障害者向けサービス・アクセシビリティの改善、(iii) アクセシビリティ環境の改善、(iv) 障害者の就労促進、(v) 障害者支援戦略の策定・実施、を推進する。</p> <p>活動内容・予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期発見能力を向上させ、障害診断を医療モデルから社会モデルに移行させる支援を行う。 ・ アルハンガイ県、ドンドゴビ県、ドルノド県、ダルハンオール県、ホブド県、フブスグル県において障害者開発センターを設立する。 ・ アクセシビリティ環境 (インフラ、輸送、情報) に関する法制度を改善し、体制強化を支援する。 ・ 障害者開発庁に障害者がアクセス可能な情報や緊急時のコールサービスを設置する。 ・ 言語聴覚士、作業療法士、装具士、ソーシャルワーカーを対象とする教育課程を設置し、関係大学に導入することで、障害分野の人材育成を促進する。 ・ 人工臓器や補装具へのアクセシビリティの改善に向けた規則を改定し、人工臓器・義肢装具の製作所の機材を改善する。 ・ ICFをモンゴルに導入する。 ・ 特定産業分野における障害者の能力を向上させ、雇用の場を確保し、職業紹介のための新モデルを形成し、障害者の雇用促進センターを建設する活動を開始する。 ・ 障害統計情報を改善する。 <p>【中国政府】</p>
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国政府の無償協力資金により、2019年4月、障害児リハビリテーション開発センターが建設された。同センターには189名の雇用枠があり、2019年末の従業員数は170名であり、そのうち18名が障害者である。2018年10月28日付モンゴル国政府・中国政府間交換公文及び2019年7月10日付附属施設建設プロジェクト実施契約に従い、障害児開発センターの附属施設プロジェクトを実施している。同附属施設プロジェクトでは169種のリハビリテーション機器と救命救急機器を提供する。障害児開発センターの正面玄関の照明、幹線道路とつながる地上出入口、緑地などの整備事業を実施する。同センターの外側に松、白樺、ニレ、ベゴニア、アーモンド、アプリコットなど660本を植樹し、1,200㎡の運動場の基礎工事を行った。契約に従い、関係機関から建築物の出入口設計図の認定を受け、2019年8月15日に施工を開始した。 ・ 障害者総合体育館プロジェクト：中国政府の無償資金協力（2,400万米ドル、約26億円）として「障害者総合体育館建設事業」を開始した。同体育館の全面積は19,567㎡、7階建てである。ホテル、アリーナ（200m）、トラック（400m）、選手用の宿泊室（200床）、食堂（150名収容）、会議室、運動場、国際大会開催用の競技場、トレーニング室がある。柔道、重量挙げ、テコンドー、バスケットボール、シッティンク・バレーボール、卓球、陸上、アーチェリー、ベルボール、射撃など、10種目のパラ・スポーツの練習が可能である。国際基準に合致する特別機器を備えた体育館となる。ウランバートル市ハンオール区第10ホロー（チンギス・ハーン国際空港着陸帯の西側）に10ヘクタールの面積で建設を計画している。中国で入札を行い、設計会社が設計図を作成中である。 <p>【世界銀行】 教育の質の改善プロジェクト（ローン）：初等教育課程におけるモンゴル語、算数、学校レベルの計画能力の向上。</p> <p>【その他のドナー】 European Union（EU）、UNICEF、等が障害児・者支援を行っている。国際NGOでは、AIFO、セーブ・ザ・チルドレン、ワールドビジョン等が活動を行っている。</p>
--	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況⁵⁵

モンゴル政府は WHO の公式許可を得て、国立リハビリテーションセンター、AIFO、ワ

⁵⁵ 障害者白書（2019）、（2020）を基に記載

ールドビジョン・モンゴルによる技術・財政的支援の下、2017年に地域に根差したリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）ガイドラインのモンゴル語版（モンゴルの事例も追加で記載）を発行した⁵⁶。

2019年7月2日と3日の2日間、ウランバートル市において「第4回アジア太平洋地域に根差したインクルーシブ開発」（Asia Pacific Community-based Inclusive Development。以下、「AP-CBID」）会議を開催した。「障害者を含め誰一人も取り残さない」というスローガンで開催され、アジア太平洋地域から34か国、他の地域から9か国、計700名が参加した。全体会では、「障害者の経済的エンパワメントにおける協力」、「インクルーシブ開発の好事例」、「障害分野における国際間及び地域内の協力」という3つのテーマで、2015年以降のアジア太平洋各国の成果及び課題を協議した。全体会及び18の分科会にて計85の発表が行われた。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

モンゴル政府は2015年9月にマラケシュ条約を批准している。他方、対応状況の進捗状況を示す公的文書は限られる⁵⁷。

2010年~2011年にかけて、図書館を通じた情報へのアクセス向上に取り組んでいる非営利組織「Electronic Information for Libraries（以下、EIFL）」の公共図書館イノベーションプログラムが協力し、ウランバートル公立図書館とモンゴル視覚障害者協会は、アクセシブルな情報システム（Digital Accessible Information System。以下、「DAISY」）図書を製作する録音スタジオを発足させ、国内ではDAISY図書の製作が進められている。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

モンゴルにおいては、2021年6月16日時点で新型コロナウイルス感染症の感染者数が80,733人、死亡者が380人と報告されている⁵⁸。2021年2月よりワクチン接種が開始されたものの、4月下旬にそれまでで最多の一日あたりの新規感染者を記録した（1,328人）。以降、感染者数は下降傾向にあったが、5月下旬より再び増加傾向に転じ、6月14日の新規感染者数は2,263人となった。2021年5月までに4回の外出禁止令を発令した。障害当事者団体等へのインタビューより得られた情報も含め以下に詳細を記載する⁵⁹。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

政府によるコロナ禍における障害者の就労支援対策として障害者雇用支援プログラムの2021年度更新時に、障害のある事業主及び全従業員の50%以上障害者を雇用する企業から

⁵⁶ 障害者白書（2017）を基に記載

⁵⁷ 「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」元専門家より聴取（2020年5月11日）

⁵⁸ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/mongolia/>（参照2021-06-16）

⁵⁹ 「モンゴル国障害者就労支援制度構築プロジェクト」において実施したベースライン調査（2021年5~7月）において障害者、障害者団体、障害者支援団体よりコロナ禍により影響を聴取した。なお、必ずしもすべての障害者に敷衍できる情報ではないため、団体名は明記しない。

選定された事業者に対し、職場定着支援等が提供されることとなった⁶⁰。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

統計局と世界銀行により実施された世帯調査によれば、第一次ロックダウンでは 92%の世帯が医療を受けられたのに対し、第二次ロックダウン以降、医療サービスへのアクセスに支障が生じた。第三次ロックダウンでは、ウイルス感染への不安や移動手段の制限などにより、医療を必要とする 3 人に 1 人が医療を受けられなかった⁶¹。2021 年 5 月からの感染者の急増により、医療体制はひっ迫している。

障害者への個別インタビューでは、副反応や接種会場での感染を警戒しワクチン接種を控える障害者もいることがわかっている⁶²。また、日常的に投薬を必要とする障害者は、輸入が制限されていることで常備薬の入手が難しくなっている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響⁶³

2020 年 1 月より幼稚園を含むすべての学校は閉鎖され、2020 年 9 月に一度再開したが、2020 年 11 月から再度閉鎖となった。2020 年-2021 年度は 5 月中旬に終業し、2021 年-2022 年度の開始を 2021 年 8 月 15 日からとする予定である。学校閉鎖期間、教育省は手話つきのテレビ授業の提供を進めてきている。知的障害児向けのテレビ授業も放送されている。その他、JICA を始めとする各国のドナーや国際 NGO が、遠隔教育、在宅学習を支援するガイドブック、消毒の機材、視覚障害者向け DAISY 図書等を支援してきた。教育省は開発パートナーとの協力をさらに進め、「児童・生徒の学習の遅れを取り戻すための計画」イニシアティブの計画を策定中である。2021 年 7 月までに計画案を作成予定である⁶⁴。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者団体⁶⁵からの聴き取りによれば、感染を警戒し外出を控える障害者が多い。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

厳格な防疫体制により、モンゴル経済は実質 GDP 成長率が前年同期比マイナス 7.3%と悪化している⁶⁶。こうした経済状況は雇用にも悪影響を及ぼしており、障害者団体からの聴き取りによれば障害者の求人も減少している。また、親の会や支援団体で作業や研修の機会を得ている障害者は、外出制限やワクチン接種ができないことによりこうした機会が減っている⁶⁷。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

聴覚障害者の当事者団体⁶⁸によれば、感染状況に関する情報が不足しており、聴覚障害者

⁶⁰ 2021 年 5 月 21 日労働社会福祉サービス庁就労支援局、6 月 16 日障害者開発庁政策実施局への聴き取りに基づく。

⁶¹ <https://www.worldbank.org/en/country/mongolia/brief/monitoring-covid-19-impacts-on-households-in-mongolia> (参照 2021-06-12)

⁶² 特にてんかん症状のある障害者。Elegseg orshikhui への聴き取りに基づく。

⁶³ 教育のためのグローバルパートナーシップウェブサイト (教育省及び JICA モンゴル事務所作成記事) に基づきプロジェクトチームが作成。 <https://www.globalpartnership.org/blog/mongolia-continuous-education-children-disabilities-during-covid-19-crisis> (参照 2021-05-11)

⁶⁴ 2021 年 5 月 28 日「障害児のための教育改善プロジェクト (START) フェーズ 2」専門家への聴き取りに基づく。

⁶⁵ モンゴル障害者統一協会への聴き取りに基づく。

⁶⁶ JETRO 経済概況 2021.6

⁶⁷ 障害児の親の会である、「障害児の親の会」「Eeltei ertunts」「Elegseg orshikhui」への聴き取りに基づく。

⁶⁸ 聴覚障害者協会

同士で情報交換をしている。また、オンライン会議では誰が発言しているのか分からないことがある。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

1970年代は視覚・聴覚障害者協会（1978年設立）のみが存在した。1990年代以降、さまざまな障害当事者団体の発足が開始し、モンゴルには現在、約300のNGO登録済の障害関連団体が存在する。他方、実態がなく、活動を行っていない団体も多い。

主な障害者団体は以下のとおりである。

団体名	概要
モンゴル障害者団体連盟 (Mongolian National Federation of Disabled Persons Organization)	1997年設立。職員：2名、会員：12団体。オユンバートル会長。 活動：障害者の法律提言、モンゴル政府へのロビー活動、法律や規則の検証・分析。2010年、モンゴル障害者現状調査を実施。協会の支部の1つが「知的障害青年の会」であり、82名が登録しており、22名が知的障害者。その他は脳性まひを含むその他の障害者。5名のボランティアがおり、手工芸品の作成・販売、知的障害者の自立、能力強化の活動を実施している。
モンゴル障害者連盟 (Mongolia Federation of Disabled Persons: DPI Mongolia)	1990年設立。理事：5名。サロール会長。21県とウランバートル市9区に支部がある。 活動：各種のロビー活動を展開。
ユニバーサルプログレス自立生活センター (Independent Living Center, Universal Progress)	2008年に日本のダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成研修に参加したウンドラハバヤール氏が2010年に設立したモンゴル初の自立生活センター。事務局員11名、会員95名。モンゴルに自立生活センターは7件（ウランバートル市内に3件）。 活動：アドボカシー活動、バリアフリー運動、自立生活運動、自立生活プログラムの実施、介助サービス制度の促進、社会参加の呼びかけ、ピア・カウンセリング、社会の意識改革促進などの活動を実施。ウランバートル市と2県のセンターには介助者がいる。
聴覚障害者連盟 (Mongolian National Federation of the Deaf: MNFD)	2007年～2008年頃に設立。事務局員5名、会員60団体（うち36団体が活発）、1団体は5～6名ほど。現ツェデンバル会長が、当時分裂していた聴覚障害者団体を統括する目的で、同連盟を設立。活動は、ろう者の社会参加促進、手話通訳者普及・派遣活動など。フィンランドの団体FROM (The Finnish Lutheran Overseas Mission) から助成金を得て活動を実施していたが、2017年12月で終了した。

<p>モンゴル聴覚障害者協会 (Mongolian Association of the Deaf: MAD)</p>	<p>1997年設立。インフバートル会長（2016年2月～）。7名の理事（5名のろう者、2名の健聴者）、3名の無給スタッフ（1名のろう者、2名の健聴者）、手話通訳1名、ボランティア5名（3名のろう者、2名の健聴者）、会員数約400名（ろう者と難聴者）、12のNGOと連携。1997年にアジア太平洋ろうあ連盟の会員、1979年より世界ろう連盟（World Federation of the Deaf。以下、「WFD」）の会員。同協会の副会長ドゥラムスレン氏は、2015年よりWFD理事。個人会員の年会費が1,000MNT（約41円）、団体会員が5,000MNT（約208円）。活動：モンゴルのろう者と難聴者が権利を守り、健康と教育サービスを含むすべての支援を行う。聴覚障害者の生活レベルの向上とすべての聴覚障害者が手話を使えるよう活動している。</p>
<p>モンゴル視覚障害者協会 (Mongolian National Federation of the Blind)</p>	<p>1993年設立。（1978年設立の視覚・聴覚障害者協会から独立）従業員72名（うち視覚障害者50名）。ゲレル会長。2005年以降、全国規模の団体となった。各県に支部があり、ウランバートル市9区にも支部がある。事務所の他、職業訓練センター、リハビリテーションセンターが併設されている。マッサージ事業が資金源であり、地方の病院にも導入したいと考えている。職業訓練センターは、一般の専門学校の3倍の資金援助をモンゴル政府から得ている。その他、少額だがFMラジオ、点字印刷（名刺など）、DAISY書籍の作成・販売による収入がある。地方の視覚障害者の能力強化プロジェクトをデンマーク国際開発援助活動（Danish International Development Assistance。以下、「DANIDA」）の支援で実施していた実績がある。2016年7月時点では、2年間の4つの職業訓練コース（マッサージ、馬頭琴、パソコン、カシミヤ・羊毛の加工）を運営しており、年間、70名～80名の研修員受入れが可能である。マッサージは、日本で研修を受けた教員3名、馬頭琴は教員3名、パソコンは教員3人～4人、カシミヤ・羊毛加工は教員1人が教えている。地方の視覚障害者に対する白杖の歩行訓練とトレーナー育成も行っている。14名が宿泊可能な寮（国家予算で設立）がある。</p>

<p>モンゴル車椅子協会 (Mongolian National Association of Wheelchair Users)</p>	<p>2005年設立。地方7県に支部がある。会員1,000人以上。職員6名、非常勤職員4名。チョカ会長。財源：国際事業(60%)、行政機関の委託事業(20%)、その他の活動収入(15%)、会費(5%)。5つの活動指針：1)社会啓発事業、2)会員の能力向上と情報提供、3)アクセス環境の整備、4)就労支援、5)障害のある女性のための社会参加・バリアフリー活動。新設建築物の許認可を行う国家委員会のメンバーであり、2010年から毎年、ウランバートル市内建築物のアクセス調査を実施し、行政機関への提言を行っている。</p>
---	--

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>モンゴル手話通訳者協会 (Mongolian Association of Sign Language Interpreters: MASLI)</p>	<p>手話通訳者数名が2011年4月に設立。ソヨルマ会長及び6名の理事。会計、プロジェクトコーディネータなどの職員が勤務。同協会で認定した7名の上級レベル手話通訳者、5名のジュニアレベル手話通訳者、4名のろう者の手話通訳者が登録されている。2013年から世界手話通訳者協会 (World Association of Sign Language Interpreters。以下、「WASLI」) の会員。 活動：モンゴル国内外の団体に対する手話通訳者派遣を行っている。また、モンゴル国内「Deaf Education」と「モンゴル国家手話開発協議会」の2つのNGOと協力し、手話通訳者の育成を行っている。</p>
<p>ダウン症協会 (Down Syndrome Association)</p>	<p>2008年設立。会員：全国の約230名のダウン症児・者(0歳～28歳)。活動1)0～6歳までのダウン症幼児に対する教育、マッサージ、リハビリテーション。1日10名程度。2)保健：毎年の総合診断(耳鼻科、内科、心臓など)の支援、3)社会参加：一般の子どもとの交流促進支援。7歳～16歳を対象とする子ども開発センター内で活動。4)国連の知的障害児をテーマとする会議への参加とダウン症当事者によるスピーチ支援。5)青年期のダウン症者によるカフェの設立・運営。6)職場紹介、職場訓練支援の実施。これまでにウランバートル市のシャングリラホテルで1名のダウン症者が就労した。</p>

<p>全国障害女性権利センター (National Center to Protect the Rights of Women with Disabilities)</p>	<p>2007年、民間企業として設立、設立当初は Oticom (補聴器など) の代理店。従業員 20 名 (8 名は障害者)。利用者: 月 100 名程度 (毎年 30 名程度が新規)。モンゴル唯一の義肢装具の学校。義肢装具の制作と義肢装具士の育成 (モンゴル唯一の義肢装具士養成校)。現在いる義肢装具士の多くは中国で研修を受けた。</p>
<p>義肢装具工場 (Del Oyu Dul Co., Ltd, Prosthesis Factory)</p>	<p>太平洋島嶼国の障害者支援を目的とするオーストラリアの非営利民間団体が 2007 年に設立した。「Erkhem Chanar」義肢工場において義足の製造を行っている。</p>
<p>ビジネスインキュベーションセンター (Business Incubation Center: BIT)</p>	<p>国立リハビリテーションセンター内にあり、障害者の就労支援を実施している。グンジルマ会長。障害者が製作した手工芸品のネット販売、就労支援に関連する書類作成支援、エンパワメント講習会の実施、企業向け雇用促進研修、社会の意識改革促進を行う。</p>
<p>障害児の親の会 (Association of Parents with Children with Disabilities)</p>	<p>2000 年設立。ウランバートル市含め 18 支部。職員 17 名。家族会員 3,400 名 (うちウランバートル市在住者 600 名)。セレンゲ会長。主に知的障害児を対象としているが、学校や親による介護が困難な問題行動やてんかんのある子どもも受け入れる。子どもの発達支援、親向けの研修、社会啓発、政策提言を行う。8 箇所の子ども開発センターで活動を実施。青年海外協力隊 (2016 年 3 月～2018 年 3 月) やフランス人のボランティアも在籍 (2016 年 11 月まで)。2015 年度の JICA 草の根技術協力が採択され、2016 年度から特定非営利活動法人ニンジンによる障害児療育の技術移転が行われていた。設立時の障害児の多くが青年期となったため、15 歳以上の知的障害や脳性まひ、てんかんのある青年を対象とするプログラムも実施する。</p>
<p>自閉症協会 (Autism Association of Mongolia)</p>	<p>2014 年 1 月設立。自閉症児の 6 家族が発起人。職員 2 名 (特別支援教育の教員、自閉症児の親 1 名)。200 名の自閉症・知的障害児者が登録。アルタンゲレル会長。活動: 自閉症の親に対する教育、早期発見、情報発信。</p>

4. 参考資料

- ADB (2016) *ADB Social Protection Brief: Social Welfare Support Program in Mongolia*,
 ADB (2019) *Living with Disability in Mongolia, Progress toward Inclusion*,
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/548006/living-disability-mongolia.pdf> (参照 2021-05-17)
- Government of Mongolia (2012) *CRPD initial Report submitted by Mongolia*
 Government of Mongolia (2019) *CRPD Combined second and third periodic reports submitted by Mongolia*
- Ministry of Labor and Social Protection (2017) *White paper on disability in Mongolia* (障害者白書)
 Ministry of Labor and Social Protection (2019) *White paper on disability in Mongolia* (障害者白書)
 Ministry of Labor and Social Protection (2020) *White paper on disability in Mongolia* (障害者白書)
- National Statistics Office of Mongolia (2014) *Labor Force Survey*,
<https://www.ilo.org/surveyLib/index.php/catalog/1047/related-materials> (参照 2021-05-17)
- National Statistics Office of Mongolia (2020) *2020 Population and Housing Census of Mongolia: National Report*
- The Research Institute of Labor and Social Protection, Mongolia (2020) 「障害者の就労支援に関するデータ分析」
- United Nations (2015) *CRPD concluding observations on the initial report of Mongolia* (邦訳：東京大学社会的障害の経済理論・実証研究 (REASE))
- JICA (2014) 「モンゴル国特別支援教育にかかる情報収集・確認報告書」
 JICA (2017) 「モンゴル国別障害関連情報」
- <ウェブ情報>
- ADB (2016) “Social Protection Brief, Social Welfare Support Program in Mongolia”
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/185618/social-welfare-mongolia.pdf>
 (参照2021-05-17)
- NSO(2019) “Press Release on the Result of the Population and Housing and Population Census 01/4/2019”, <https://www.gso.gov.vn/en/events/2019/12/press-release-on-results-of-the-population-and-housing-census-01-4-2019/> (参照2021-05-17)
- 教育のためのグローバルパートナーシップウェブサイト
<https://www.globalpartnership.org/blog/mongolia-continuous-education-children-disabilities-during-covid-19-crisis> (参照 2021-05-17)
- 在モンゴル日本大使館 「モンゴル政府機構図」
https://www.mn.emb-japan.go.jp/jp/kankei/1607_seifukikouzu.pdf (参照2021-05-17)

フリー百貨辞典ウィキペディア(Wikipedia)「地方行政区画」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A2%E3%83%B3%E3%82%B4%E3%83%AB%E5%9B%BD#地方行政区画> (参照 2021-05-17)

名古屋大学心の発達支援研究実践センターウェブサイト

<https://kokoro.nagoya-u.ac.jp/index.html> (参照 2021-05-17)